Ⅵ　そ　の　他

釧路市組織・機構及び配置人員（令和6年4月1日現在）

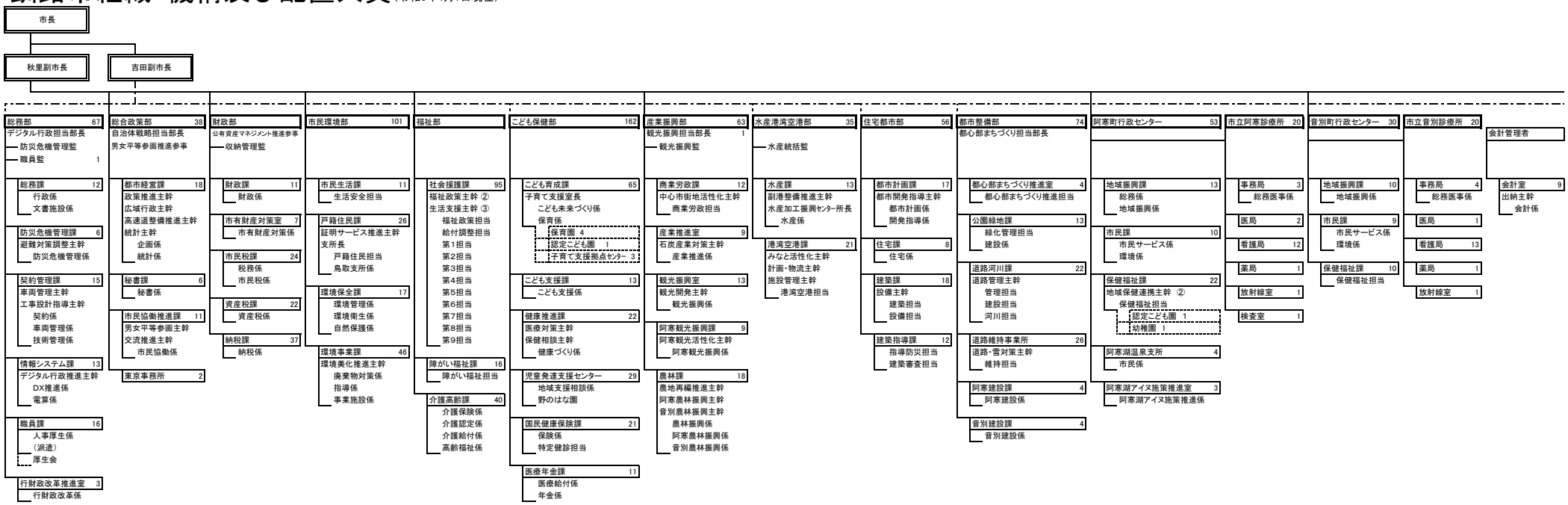

区分 / 部局	部・課・係の数 配置人数	部	課	係	摘　　要
市長部局	982	12	56	94	・課に行財政改革推進室、市有財産対策室、東京事務所、児童発達支援センター、産業推進室、観光振興室、道路維持事業所、阿寒湖アイヌ施策推進室、阿寒診療所事務局、音別診療所事務局及び会計室を含む。 ・係に担当、野のはな園を含む。 ・定数に阿寒診療所の医局、看護局、薬局、放射線室及び検査室並びに音別診療所の医局、看護局、薬局及び放射線室を含む。
消防本部・消防署	323	1	14	52	・課に阿寒支署、阿寒湖温泉支署、音別支署及び白糠支署を含む。 ・係に担当を含む。
市立釧路総合病院	850	1	5	8	・部は市立釧路総合病院のみ。 ・課、係数は事務部（新棟建設推進室含む）及び高等看護学院のみ。 ・定数に医局、看護部、薬剤部、医療技術部及び医療連携相談室を含む。
上下水道部	130	1	9	14	・係に担当を含む。 ・定数は併任の職員を除く。
教育委員会	187 事務局 128 学校 59	2	8	17	・課に博物館及び動物園を含む。 ・係に担当及び北陽高校を含む。
小部局	22	1	7	8	・部は議会事務局のみ。 ・課は監査、公平及び農委の各事務局、選挙の事務局及び支局並びに議会事務局議事課。 ・係に監査、公平及び農委の各事務局並びに選挙の支局及び分局を含む。 ・定数は併任の職員を除く。
計	2,494	18	99	193	

- 消防本部 323
  - 総務課 8
    - 総務担当
  - 予防課 #
    - 予防広報担当
    - 保安指導担当
  - 警防課 9
    - 警防企画主幹
    - 救急企画主幹
    - 警防救急担当
  - 通信指令課 #
    - 第1通信担当
    - 第2通信担当
    - 第3通信担当
  - 中央消防署
    - 予防主幹
    - 救急主幹
    - 予防副主幹
    - 救急副主幹
    - 予防広報査察担当
    - 救急担当
    - 第1課 46
      - 東分署主幹
      - 救助担当
      - 救急担当
      - 東分署
        - 救助担当
        - 救急担当
      - 愛国支署
        - 警備担当
        - 救急担当
      - 桜ケ岡支署
        - 警備担当
    - 第2課 46
      - 東分署主幹
      - 救助担当
      - 救急担当
      - 東分署
        - 救助担当
        - 救急担当
      - 愛国支署
        - 警備担当
        - 救急担当
      - 桜ケ岡支署
        - 警備担当
    - 第3課 46
      - 東分署主幹
      - 救助担当
      - 救急担当
      - 東分署
        - 救助担当
        - 救急担当
      - 愛国支署
        - 警備担当
        - 救急担当
      - 桜ケ岡支署
        - 警備担当
  - 西消防署 130
    - 予防主幹
    - 予防広報査察担当
    - 第1課 17
      - 救助担当
      - 救急担当
      - 大楽毛支署
        - 警備担当
    - 第2課 17
      - 救助担当
      - 救急担当
      - 大楽毛支署
        - 警備担当
    - 第3課 17
      - 救助担当
      - 救急担当
      - 大楽毛支署
        - 警備担当
    - 阿寒支署 15
      - 第1警備救急担当
      - 第2警備救急担当
      - 第3警備救急担当
    - 阿寒湖温泉支署 15
      - 第1警備救急担当
      - 第2警備救急担当
      - 第3警備救急担当
    - 音別支署 15
      - 第1警備救急担当
      - 第2警備救急担当
      - 第3警備救急担当
    - 白糠支署 31
      - 第1警備救急担当
      - 第2警備救急担当
      - 第3警備救急担当
      - ※ 白糠支署は白糠町からの事務委託により設置
- 市立釧路総合病院 850
  - 医局 90
  - 看護部 528
    - 看護課
  - 薬剤部 30
  - 医療技術部 125
    - 検査科 35
    - 放射線技術科 32
    - 臨床工学室 18
    - ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科 32
    - 栄養科 8
  - 医療連携相談室 17
    - 地域医療連携主幹
  - 事務部 51
    - 総務課 14
      - 総務係
      - 施設管理係
    - 経営企画課 9
      - 企画財務係
      - 用度係
    - 医事課 18
      - 診療情報管理係
      - システム係
    - 新棟建設推進室 9
      - 建築管理主幹
      - 新棟建設推進係
  - 高等看護学院 9
    - 高等看護学院係

公営企業管理者

- 上下水道部 130
  - 総務課 12
    - 料金主幹
    - 総務担当
  - 経営企画課 9
    - 経営企画係
  - 水道整備課 31
    - 水道施設計画主幹
    - 給水主幹
      - 管理係
      - 建設担当
      - 給水担当
  - 浄水課 15
    - 施設担当
    - 浄水担当
  - 水質管理課 6
    - 水質係
  - 下水道建設管理課 31
    - 計画係
    - 建設係
    - 管理係
  - 下水道施設課 12
    - 管理指導係
- 阿寒町行政センター
  - 阿寒事業所 7 (9)
    - 阿寒上下水道課 7 (9)
      - 上下水道係
      - (阿寒湖温泉支所市民係 2)
- 音別町行政センター
  - 音別事業所 6
    - 音別上下水道課 6
      - 音別工業用水道主幹
      - 上下水道係

教育委員会

- 学校教育部 55
  - 教育指導参事 1
  - 総務課 17
    - 施設計画主幹
      - 総務係
      - 施設係
      - 阿寒教育係
      - 音別教育係
  - 教育支援課 36
    - 教育政策主幹
    - 総括指導主事
    - 青少年育成センター所長
    - 給食担当主幹
      - 教育政策係
      - 学校指導係
      - 学校教育係
      - 給食係
  - 学校 59
    - 小学校 (25 校)
    - 中学校 (14 校)
    - 阿寒湖義務教育学校
    - 北陽高校
- 生涯学習部 73
  - 生涯学習課 14
    - アイヌ文化振興主幹
    - 美術館長
      - 生涯学習係
      - 美術館係
  - スポーツ課 8
    - スポーツ係
  - 博物館 13
    - 学芸主幹
    - 埋蔵文化財主幹
    - 埋蔵文化財副主幹
      - 博物館担当
  - 動物園 26
    - ふれあい主幹
      - 管理飼育展示担当
      - ツル担当
- 阿寒町行政センター
  - 阿寒教育事務所 7
    - 阿寒生涯学習課(所長) 5
      - マリモ研究室長
      - 生涯学習ｽﾎﾟｰﾂ係
    - 学校 (再掲)
      - 小学校 (1校) (再掲)
      - 中学校 (1校) (再掲)
      - 阿寒湖義務教育学校 (再掲)
    - 総務課阿寒教育係(再掲)
- 音別町行政センター
  - 音別教育事務所 8
    - 音別生涯学習課(所長) 6
      - 生涯学習ｽﾎﾟｰﾂ係
    - 学校 (再掲)
      - 小学校 (1校) (再掲)
      - 中学校 (1校) (再掲)
    - 総務課音別教育係(再掲)

監査委員

- 事務局 6

公平委員会

- 事務局

農業委員会

- 事務局 3 (6)
  - (農林課農林振興係 1)
  - (農林課阿寒農林振興係 1)
  - (農林課音別農林振興係 1)

選挙管理委員会

- 事務局 4
  - 選挙係
  - 阿寒支局 (13)
    - (阿寒地域振興課 13)
    - 阿寒湖温泉分局 (4)
      - (阿寒湖温泉支所 4)
  - 音別支局 (10)
    - (音別地域振興課 10)

議会

- 事務局 9
  - 議事課 8
    - 総務係

2　税務機構図

（令和6年4月1日現在）

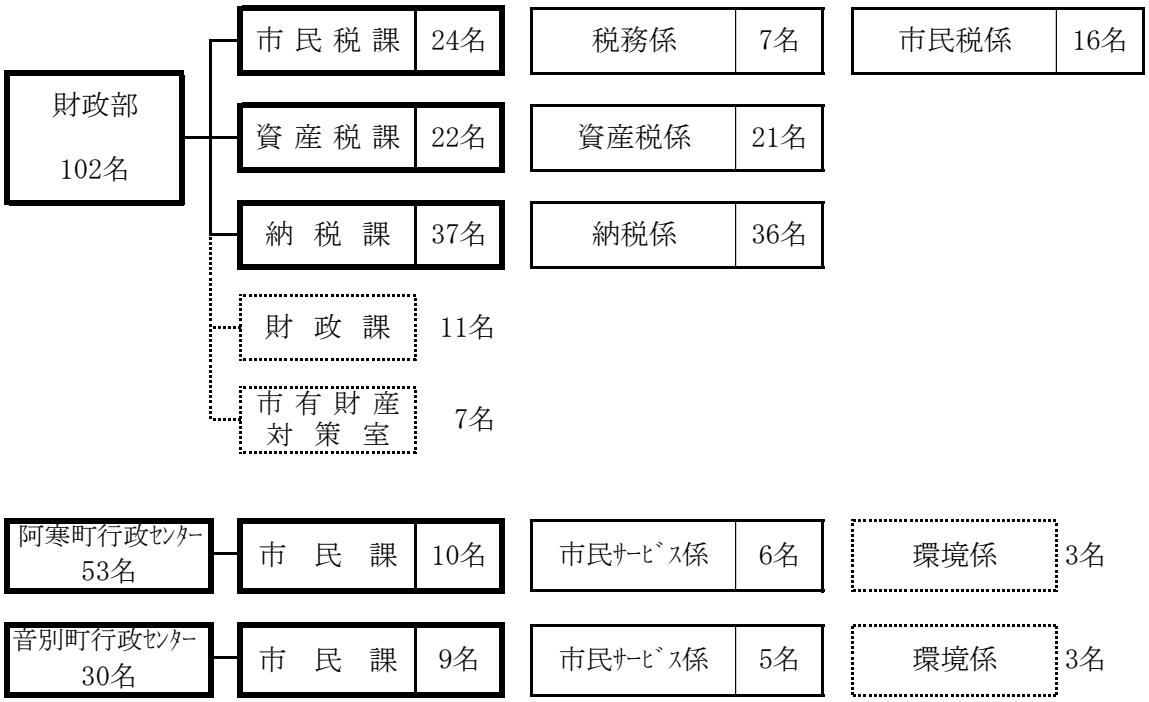

3　税務職員一人当たり人口・世帯数

（4月1日現在）

区分 年度	税務職員定数 （人）	職員一人当たり			
		人口（人）	前年度比（%）	世帯数	前年度比（%）
H27	85	2,084	△ 1.0	1,109	0.3
H28	87	2,014	△ 3.4	1,111	0.2
H29	86	2,014	0.0	1,098	△ 1.2
H30	86	1,988	△ 1.3	1,095	△ 0.3
H31	86	1,962	△ 1.3	1,094	△ 0.1
R２	85	1,960	△ 0.1	1,105	1.0
R３	85	1,933	△ 1.4	1,102	△ 0.3
R４	84	1,925	△ 0.4	1,107	0.5
R５	84	1,893	△ 1.7	1,100	△ 0.6
R６	83	1,878	△ 0.8	1,103	0.3

4　税務職員の配置

（令和6年4月1日現在）

財政部	課	配置						
		係	係長	専門員	主査	主任	主事	計
部長　1	市民税課	税務係	1	1	0	1(1)	4(3)	7　(4)
	課長　1	市民税係	1	3	1(1)	2(1)	9(6)	16　(8)
		計	2	4	1(1)	3(2)	13(9)	23　(12)
	資産税課	資産税係	2(1)	3(2)	3	3(1)	10(7)	21　(11)
	課長　1							
		計	2(1)	3(2)	3	3(1)	10(7)	21　(11)
	納税課	納税係	4(2)	5	10(3)	3(1)	14(5)	36　(11)
	部次長　1							
		計	4(2)	5	10(3)	3(1)	14(5)	36　(11)
合　計	部次長　1 課長　2		8(3)	12(2)	14(4)	9(4)	37(21)	80　(34)
阿寒町行政ｾﾝﾀｰ	市民課 課長　1	市民サービス係	1(1)	2	1	1	1	6　(1)
音別町行政ｾﾝﾀｰ	市民課 課長　1	市民サービス係	1(1)	2	0	1	1	5　(1)
総　計	部次長　1 課長　4		10(5)	16(2)	15(4)	11(4)	39(21)	91　(36)

※(　)内数は女性職員数の再掲

※各行政センターの職員数は、担当所掌の全ての事務（税務以外の事務を含む）に係る配置職員数〔次頁、71頁の数値も同様〕

５　税務職員の年齢階層等調

(1)　年齢階層　　（令和6年4月1日現在）

区分		20歳未満	30歳未満	40歳未満	50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
市民税課	税務係	1	3	1	2	0	7	31.4
	市民税係	3	6	2	3	2	16	32.0
	計	4	9	3	5	3	24	32.6
資産税課	資産税係	2	8	5	3	3	21	32.2
	計	2	8	5	3	4	22	33.4
納税課	納税係	0	12	8	9	7	36	37.8
	計	0	12	8	9	8	37	38.4
阿寒町行政センター市民課	市民サービス係	0	1	0	2	3	6	48.3
	計	0	1	0	2	4	7	49.7
音別町行政センター市民課	市民サービス係	0	1	0	0	4	5	51.8
	計	0	1	0	0	5	6	51.7
合計		6	31	16	19	24	96	37.4

※各担当に専門員事務取扱の課長補佐を含む
※課の計･合計に部次長及び課長を含む

(2)　税務経験年数　　（令和6年4月1日現在）

区分		２年未満	４年未満	６年未満	８年未満	10年未満	10年以上	計	平均経験年数
市民税課	税務係	3	2	0	0	1	1	7	4年6月
	市民税係	6	5	0	1	1	3	16	4年0月
	計	9	7	0	1	2	5	24	4年5月
資産税課	資産税係	7	4	4	2	1	3	21	4年4月
	計	7	4	4	3	1	3	22	4年6月
納税課	納税係	14	8	4	1	4	5	36	4年3月
	計	14	8	4	1	4	6	37	4年5月
合計		30	19	8	5	7	14	83	4年5月

※課の計･合計に部次長及び課長を含む

６　税務事務分掌

（令和6年4月1日現在）

課	係	事務分掌
市民税課	税務係	(1) 市税条例等に関すること (2) 宛名情報(共有者宛名情報を除く。)の管理に関すること (3) 固定資産評価審査委員会に関すること (4) 市税に係る諸証明に関すること (5) 公簿の閲覧に関すること (6) 法人市民税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税及び入湯税の調査及び賦課に関すること (7) 課内他係の所管に属しないこと
	市民税係	(1) 個人市民税、道民税及び森林環境税の調査及び賦課に関すること (2) 個人道民税徴収取扱費に関すること
資産税課	資産税係	(1) 土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の調査及び賦課に関すること (2) 償却資産に係る固定資産税の調査及び賦課に関すること (3) 国有資産等所在市町村交付金の調査及び賦課に関すること (4) 特別土地保有税の調査及び賦課に関すること (5) 宛名情報(共有者宛名情報に限る。)の管理に関すること
納税課	納税係	(1) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料並びに保育所及び音別認定こども園の保育料（以下納税課納税担当の事務分掌において「市税等」という。）の徴収及び納付相談に関すること (2) 市税等の滞納処分に関すること (3) 市税等の収納管理に関すること (4) 市税等の過誤納金の還付及び充当に関すること (5) 市税等の納税又は納付の啓発に関すること (6) 市税等以外の強制徴収債権の徴収、納付相談及び滞納処分に関すること(当該強制徴収債権の所管課から移管されたものに限る。)。
阿寒町行政センター市民課	市民サービス係	(1) 市税及び国民健康保険料の調査及び賦課に関すること (2) 市税に係る諸証明に関すること (3) 公簿の閲覧に関すること (4) 市税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料（以下阿寒町行政センター市民課市民サービス担当及び音別町行政センター市民課市民サービス担当の事務分掌において「市税等」という。）の納付の督励指導及び相談に関すること。 (5) 口座振替に関すること (6) 市税等その他歳入金（歳入歳出外現金を含む。）の収納に関すること
音別町行政センター市民課	市民サービス係	(1) 市税及び国民健康保険料の調査及び賦課に関すること (2) 市税に係る諸証明に関すること (3) 公簿の閲覧に関すること (4) 市税等の納付の督励指導及び相談に関すること (5) 口座振替に関すること (6) 市税等その他歳入金（歳入歳出外現金を含む。）の収納に関すること

※各行政センターは税務事務以外の事務分掌の記載を省略

7　税務職員の推移

（各年4月1日現在）

年度	部	市民税課	職員数	資産税課	職員数	納税課	職員数	合計
R2	財政部	税務担当 市民税担当 計	7 16 24	資産税担当 計	21 22	納税担当 計	38 39	85
R3	財政部	税務担当 市民税担当 計	7 16 24	資産税担当 計	21 22	納税担当 計	38 39	85
R4	財政部	税務担当 市民税担当 計	7 16 24	資産税担当 計	21 22	納税担当 計	37 38	84
R5	財政部	税務担当 市民税担当 計	7 16 24	資産税担当 計	21 22	納税担当 計	37 38	84
R6	財政部	税務係 市民税係 計	7 16 24	資産税係 計	21 22	納税係 計	36 37	83

R2	阿寒町行政ｾﾝﾀｰ市民課	市民ｻｰﾋﾞｽ担当 計	6 7
	音別町行政ｾﾝﾀｰ市民課	市民ｻｰﾋﾞｽ担当 計	5 6

年度	総計
R2	98

R3	阿寒町行政ｾﾝﾀｰ市民課	市民ｻｰﾋﾞｽ担当 計	6 7
	音別町行政ｾﾝﾀｰ市民課	市民ｻｰﾋﾞｽ担当 計	5 6

年度	総計
R3	98

R4	阿寒町行政ｾﾝﾀｰ市民課	市民ｻｰﾋﾞｽ担当 計	6 7
	音別町行政ｾﾝﾀｰ市民課	市民ｻｰﾋﾞｽ担当 計	5 6

年度	総計
R4	97

R5	阿寒町行政ｾﾝﾀｰ市民課	市民ｻｰﾋﾞｽ担当 計	6 7
	音別町行政ｾﾝﾀｰ市民課	市民ｻｰﾋﾞｽ担当 計	5 6

年度	総計
R5	97

R6	阿寒町行政ｾﾝﾀｰ市民課	市民ｻｰﾋﾞｽ係 計	6 7
	音別町行政ｾﾝﾀｰ市民課	市民ｻｰﾋﾞｽ係 計	5 6

年度	総計
R6	96

※職員数は定数
※「計」に部次長及び課長を含む
※各行政センター市民課市民サービス係は、税務事務以外の事務も所掌

8　徴税費等の推移

（単位：千円）

区分 ＼ 年度			R1	R2	R3	R4	R5
税収入額		市税 (a)	21,189,705	20,753,265	21,028,182	21,270,591	21,207,104
		個人道民税	4,946,331	4,929,993	4,868,064	4,861,208	4,896,018
		合計 (b)	26,136,036	25,683,258	25,896,246	26,131,799	26,103,122
徴税費	人件費	基本給	287,157	271,691	278,631	278,362	273,698
		諸手当	145,048	132,442	133,169	124,198	135,646
		超過勤務手当	4,536	3,758	3,550	3,314	10,184
		その他の手当	140,512	128,684	129,619	120,884	125,462
		その他	111,827	106,748	102,678	101,941	99,140
		計 (c)	544,032	510,881	514,478	504,501	508,484
	需用費	旅費	221	564	640	772	1,000
		賃金	3,961	0	0	0	0
		その他	87,844	58,377	55,676	119,034	89,709
		計 (d)	92,026	58,941	56,316	119,806	90,709
	報奨金などに類する経費	前納報奨金	－	－	－	－	－
		貯蓄組合補助金	－	－	－	－	－
		納税奨励金	－	－	－	－	－
		その他	－	－	－	－	－
		計 (e)	0	0	0	0	0
	その他 (f)		4,723	5,262	5,522	7,278	9,285
	合計 (c+d+e+f) (g)		640,781	575,084	576,316	631,585	608,478
道民税徴収取扱費		納税義務者割	235,428	234,693	232,173	229,836	228,372
		徴収金割	21	9	0	3	3
		合計 (h)	235,449	234,702	232,173	229,839	228,375
(g) － (h) (i)			405,332	340,382	344,143	401,746	380,103
税収入額に対する徴税費の割合		(g)／(b) %	2.5	2.2	2.2	2.4	2.3
		(i)／(a) %	1.9	1.6	1.6	1.9	1.8

※市町村税課税状況等の調

９　税証明・閲覧件数の推移

（単位：件）

区分＼年度		Ｒ３				Ｒ４				Ｒ５			
		本庁	行政ｾﾝﾀｰ	支所等	計	本庁	行政ｾﾝﾀｰ	支所等	計	本庁	行政ｾﾝﾀｰ	支所等	計
市道民税	所得証明	(6)	(3)	(0)	(9)	(9)	(0)	(0)	(9)	(18)	(2)	(0)	(20)
		842	84	426	1,352	880	61	348	1,289	1,019	81	148	1,248
	課税証明	(1,063)	(30)	(610)	(1,703)	(1,046)	(23)	(611)	(1,680)	(1,190)	(13)	(330)	(1,533)
		6,638	299	6,159	13,096	6,087	293	5,590	11,970	6,493	284	3,869	10,646
	課税回答	(1,915)	(30)	－	(1,945)	(1,193)	(18)	－	(1,211)	(1,209)	(17)	－	(1,226)
		1,915	30	－	1,945	1,193	18	－	1,211	1,209	17	－	1,226
	計	(2,984)	(63)	(610)	(3,657)	(2,248)	(41)	(611)	(2,900)	(2,417)	(32)	(330)	(2,779)
		9,395	413	6,585	16,393	8,160	372	5,938	14,470	8,721	382	4,017	13,120
納税	完納	(12)	(0)	(0)	(12)	(12)	(0)	(0)	(12)	(21)	(0)	(0)	(21)
		986	39	283	1,308	1,788	93	411	2,292	1,201	76	185	1,462
	指定税目	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		513	32	144	689	506	60	146	712	643	33	73	749
	軽自動車検査用	(588)	(170)	(3,560)	(4,318)	(467)	(144)	(2,887)	(3,498)	(375)	(99)	(592)	(1,066)
		588	170	3,560	4,318	467	144	2,887	3,498	375	99	592	1,066
	計	(600)	(170)	(3,560)	(4,330)	(479)	(144)	(2,887)	(3,510)	(396)	(99)	(592)	(1,087)
		2,087	241	3,987	6,315	2,761	297	3,444	6,502	2,219	208	850	3,277
固定資産税	家屋証明	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		506	0	－	506	567	0	－	567	508	1	－	509
	評価証明 公課証明	(280)	(4)	(0)	(284)	(356)	(0)	(0)	(356)	(401)	(0)	(0)	(401)
		5,260	122	1,194	6,576	5,053	59	957	6,069	6,156	123	547	6,826
	評価通知	(1,297)	(0)	(46)	(1,343)	(1,589)	(0)	(103)	(1,692)	(1,385)	(2)	(13)	(1,400)
		1,297	0	46	1,343	1,589	0	103	1,692	1,385	2	13	1,400
	計	(335)	(4)	(46)	(385)	(1,945)	(0)	(103)	(2,048)	(1,786)	(2)	(13)	(1,801)
		7,063	122	1,240	8,425	7,209	59	1,060	8,328	8,049	126	560	8,735
閲覧	公簿関係	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)		(0)
		557	2	－	559	407	4	－	411	651	5	－	656
	地番図	(3)			(3)	(13)			(13)	(21)			(21)
		1,273	－	－	1,273	1,113	－	－	1,113	1,206	－	－	1,206
	計	(3)	(0)		(3)	(13)	(0)		(13)	(21)	(0)		(21)
		1,830	2	－	1,832	1,520	4	－	1,524	1,857	5	－	1,862
合計		(3,922)	(237)	(4,216)	(8,375)	(4,685)	(185)	(3,601)	(8,471)	(4,620)	(133)	(935)	(5,688)
		20,375	778	11,812	32,965	19,650	732	10,442	30,824	20,846	721	5,427	26,994

※上段（　）内の数字は無料証明件数の再掲
※行政センターの数値には阿寒湖温泉支所分を含む

10　昭和37年度以降の市税税率の推移〔「17年度(旧市)」までは旧釧路市分〕

区分			昭和３７年度	昭和３８年度	昭和３９年度
市民税	個人	均等割	300 円	同　左	同　左
		所得割	(課税総所得金額) 10万円以下の金額 2.30 % 10万円を超える金額 3.45 % 20万円 〃 5.00 % 50万円 〃 6.25 % 100 万円 〃 7.50 % 150 万円 〃 9.10 % 250 万円 〃 10.40 % 400 万円 〃 11.70 % 600 万円 〃 13.00 % 1,000 万円 〃 14.30 % 2,000 万円 〃 15.60 % 3,000 万円 〃 16.90 % 5,000 万円 〃 18.20 %	(課税総所得金額) 15万円以下の金額 2.20 % 15万円を超える金額 3.45 % 40万円 〃 5.00 % 70万円 〃 6.25 % 100 万円 〃 7.50 % 150 万円 〃 9.10 % 250 万円 〃 10.40 % 400 万円 〃 11.70 % 600 万円 〃 13.00 % 1,000 万円 〃 14.30 % 2,000 万円 〃 15.60 % 3,000 万円 〃 16.90 % 5,000 万円 〃 18.20 %	同　左
	法人	均等割	1,800 円	同　左	同　左
		法人税割	9.7 %	同　左	同　左
固定資産税			1.75 %	同　左	同　左
軽自動車税			原動機付自転車 50 cc以下 500 円 90 〃 800 円 125 〃 1,000 円 二輪小型自動車 2,500 円 小型特殊自動車 農耕用 1,000 円 その他 3,000 円 軽自動車 四輪乗用 3,000 円 〃 貨物 2,500 円 三　輪 2,000 円 二　輪 1,500 円	同　左	同　左
市たばこ消費税			12 %	13.4 %	15 %
電気ガス税			9 %	8 %	7 %
鉱産税			1 %	同　左	同　左
木材引取税			3 %	同　左	同　左
都市計画税			0.2 %	同　左	同　左

昭和４０年度	昭和４１年度	昭和４２年度	昭和４３年度
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	（課税総所得金額） 15万円以下の金額 2.10 % 15万円を超える金額 3.30 % 40万円　〃　4.68 % 70万円　〃　5.85 % 100 万円　〃　7.02 % 150 万円　〃　8.75 % 250 万円　〃　10.00 % 400 万円　〃　11.25 % 600 万円　〃　12.50 % 1,000 万円　〃　13.75 % 2,000 万円　〃　15.00 % 3,000 万円　〃　16.25 % 5,000 万円　〃　17.50 %
同　　左	同　　左	１千万円超 4,000円 〃　以下 2,400円	同　　左
10.1 %	10.7 %	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
原動機付自転車 50 cc以下 500 円 90 〃 800 円 125 〃 1,000 円 二輪小型自動車 2,500 円 小型特殊自動車 農耕用 1,000 円 その他 3,000 円 軽自動車 四輪乗用 4,500 円 〃 貨物 2,500 円 三　輪 2,000 円 二　輪 1,500 円	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	18.1 %	同　　左
同　　左	同　　左	7 %　特例 5 %	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左

※42年度前納報奨金制度廃止

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区分			昭和４４年度	昭和４５年度	昭和４６年度
市民税	個人	均等割	同　左	400 円	同　左
		所得割	（課税総所得金額） 15万円以下の金額 2.00 % 15万円を超える金額 3.18 % 40万円 〃 4.80 % 70万円 〃 5.60 % 100 万円 〃 6.72 % 150 万円 〃 8.40 % 250 万円 〃 9.60 % 400 万円 〃 10.80 % 600 万円 〃 12.00 % 1,000 万円 〃 13.20 % 2,000 万円 〃 14.40 % 3,000 万円 〃 15.60 % 5,000 万円 〃 16.80 %	同　左	（課税総所得金額） 15万円以下の金額 2.00 % 15万円を超える金額 3.00 % 40万円 〃 4.40 % 70万円 〃 5.50 % 100 万円 〃 6.60 % 150 万円 〃 8.05 % 250 万円 〃 9.20 % 400 万円 〃 10.35 % 600 万円 〃 11.50 % 1,000 万円 〃 12.65 % 2,000 万円 〃 13.80 % 3,000 万円 〃 14.95 % 5,000 万円 〃 16.10 %
	法人	均等割	同　左	同　左	同　左
		法人税割	同　左	同　左	同　左
固定資産税			同　左	同　左	同　左
軽自動車税			原動機付自転車 50 cc以下 500 円 90 〃 800 円 125 〃 1,000 円 二輪小型自動車 2,500 円 小型特殊自動車 農耕用 1,000 円 その他 3,000 円 軽自動車 四輪乗用 4,500 円 〃 貨物 2,500 円 三　輪 2,000 円 二　輪 1,500 円 専ら雪上走行用1,500 円	同　左	同　左
市たばこ消費税			同　左	同　左	同　左
電気ガス税			7 %　特例 4 %	同　左	同　左
鉱産税			同　左	同　左	同　左
特別土地保有税			－	－	－
木材引取税			同　左	同　左	同　左
入湯税			－	１人１日 20 円	１人１日 40 円
都市計画税			同　左	同　左	同　左

※45年10月入湯税創設

昭和４７年度	昭和４８年度	昭和４９年度	昭和５０年度
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
（課税総所得金額） 15万円以下の金額 2.00 % 15万円を超える金額 3.00 % 40万円　〃　4.00 % 70万円　〃　5.00 % 100 万円　〃　6.24 % 150 万円　〃　7.91 % 250 万円　〃　9.04 % 400 万円　〃　10.17 % 600 万円　〃　11.30 % 1,000 万円　〃　12.43 % 2,000 万円　〃　13.56 % 3,000 万円　〃　14.69 % 5,000 万円　〃　15.82 %	（課税総所得金額） 30万円以下の金額　2 % 30万円を超える金額　3 % 50万円　〃　4 % 80万円　〃　5 % 110 万円　〃　6 % 150 万円　〃　7 % 250 万円　〃　8 % 400 万円　〃　9 % 600 万円　〃　10 % 1,000 万円　〃　11 % 2,000 万円　〃　12 % 3,000 万円　〃　13 % 5,000 万円　〃　14 %	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	14.5 %	同　　左
1.67 %	1.65 %	1.6 %	1.55 %
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	6 %　特例　4 % （S48.10.1 適用）	5 %　特例　4 % 5%(49.10)　4%(50.1)	同　　左 3%（50.6.1 適用）
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
－	保有 1.4 %　取得　3 %	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左

※48年度特別土地保有税創設
※49年度電気ガス税が電気税（上段）とガス税（下段）に分離

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区分			昭和５１年度	昭和５２年度	昭和５３年度
市民税	個人	均等割	1,200 円	同　左	同　左
		所得割	同　左	同　左	同　左
	法人	均等割	40,000 円 20,000 円 12,000 円	134,000 円 40,000 円 13,000 円	1,000,000 円　40,000 円 560,000 円　13,000 円 134,000 円
		法人税割	同　左	同　左	同　左
固定資産税			同　左	1.5 %	同　左
軽自動車税			原動機付自転車 50cc以下 780円 90 〃 1,200円 125 〃 1,560円 二輪小型自動車 3,960円 小型特殊自動車 農耕用 1,560円 その他 4,680円 軽自動車 四輪乗用営業用 6,240円 〃 自家用 7,080円 四輪貨物営業用 3,480円 〃 自家用 3,960円 三輪 3,120円 二輪 2,400円 専ら雪上走行用 2,400円	同　左	同　左
市たばこ消費税			同　左	同　左	同　左
電気税			同　左	同　左	同　左
ガス税			2 %（S52.1.1適用）	同　左	同　左
鉱産税			1.1 %（200万円以下 0.8%）	同　左	同　左
特別土地保有税			保有 1.4 %　取得 3 %	同　左	同　左
木材引取税			同　左	同　左	同　左
入湯税			廃　止	－	－
都市計画税			同　左	同　左	同　左

※51年度＝51年自動車排出ｶﾞｽ規制適合車及び電気自動車に係る軽自動車税は改正前税率適用
※53年度軽自動車税に係る自動車排出ｶﾞｽ規制適合車に対する軽減措置廃止

昭和５４年度	昭和５５年度	昭和５６年度	昭和５７年度
同　　左	1,500 円	同　　左	同　　左
同　　左	（課税総所得金額） 30万円以下の金額　2 % 30万円を超える金額　3 % 45万円　〃　4 % 70万円　〃　5 % 100 万円　〃　6 % 130 万円　〃　7 % 230 万円　〃　8 % 370 万円　〃　9 % 570 万円　〃　10 % 950 万円　〃　11 % 1,900 万円　〃　12 % 2,900 万円　〃　13 % 4,900 万円　〃　14 %	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	14.7 %	同　　左
1.47 %	1.44 %	1.4 %	同　　左
原動機付自転車 50cc以下 700円 90 〃 1,100円 125 〃 1,450円 二輪小型自動車　3,650円 小型特殊自動車 農耕用 1,450円 その他 4,300円 軽自動車 四輪乗用営業用 5,200円 〃　自家用 6,500円 四輪貨物営業用 2,900円 〃　自家用 3,650円 三　輪　2,850円 二　輪　2,200円 専ら雪上走行用 2,200円	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
－	－	－	150円　日帰り50円
同　　左	同　　左	同　　左	0.3 %

※54年度電気自動車は従前の税率適用
※56年度督促手数料廃止
※57年度入湯税再創設

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区分			昭和５８年度	昭和５９年度	昭和６０年度
市民税	個人	均等割	同　左	同　左	2,000 円
		所得割	同　左	同　左	（課税総所得金額） 20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3 % 45万円 〃 4 % 70万円 〃 5 % 95万円 〃 6 % 120 万円 〃 7 % 220 万円 〃 8 % 370 万円 〃 9 % 570 万円 〃 10 % 950 万円 〃 11 % 1,900 万円 〃 12 % 2,900 万円 〃 13 % 4,900 万円 〃 14 %
	法人	均等割	1,500,000円 100,000円 1,000,000円 80,000円 270,000円 27,000円	3,600,000円 180,000円 2,100,000円 144,000円 480,000円 48,000円	同　左
		法人税割	同　左	同　左	同　左
固定資産税			同　左	同　左	同　左
軽自動車税			同　左	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 〃 1,200円 125 〃 1,600円 二輪小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 その他 4,700円 軽自動車 四輪乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 四輪貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 三　輪 3,100円 二　輪 2,400円 専ら雪上走行 2,400円	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 〃 1,200円 125 〃 1,600円 ミニカー 2,500円 二輪小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農耕用 1,600円 その他 4,700円 軽自動車 四輪乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 四輪貨物 営業用 3,000円 自家用 4,000円 三　輪 3,100円 二　輪 2,400円 専ら雪上走行 2,400円
市たばこ消費税			同　左	同　左	従価割14.3% 従量割千本につき350円
電気税			同　左	同　左	同　左
ガス税			同　左	同　左	同　左
鉱産税			同　左	同　左	同　左
特別土地保有税			同　左	同　左	同　左
木材引取税			同　左	同　左	同　左
入湯税			同　左	同　左	同　左
都市計画税			同　左	同　左	同　左

※58年度電気自動車に係る軽自動車税軽減税率引上げ及び適用期間59年度まで延長
※60年度電気自動車に係る軽自動車税の引上げ及びミニカーの税率規定（特例有）

昭和６１年度	昭和６２年度	昭和６３年度	平成元年度
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	（課税総所得金額） 60万円以下の金額　3 % 60万円を超える金額　5 % 130 万円　〃　7 % 300 万円　〃　8 % 450 万円　〃　10 % 900 万円　〃　11 % 2,000 万円　〃　12 %	（課税総所得金額） 120 万円以下の金額 3 % 120 万円を超える金額 8 % 500 万円を超える金額 11 %
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
従価割 14.3% 従量割 千本につき640円 （62.5 適用） 手持品課税 千本につき290円	従価割　14.3% 従量割　千本につき640円	同　　左	千本につき　1,997 円 旧３級品千本につき948円
同　　左	同　　左	同　　左	廃　　止
同　　左	同　　左	同　　左	廃　　止
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	廃　　止
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左

※元年度市たばこ消費税は市たばこ税に改正
※電気税・ガス税・木材引取税は消費税の創設に伴い廃止

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区分			平成２年度	平成３年度	平成４年度
市民税	個人	均等割	同　左	同　左	同　左
		所得割	同　左	（課税総所得金額） 160万円以下の金額　3 % 160万円を超える金額　8 % 550万円を超える金額 11 %	同　左
	法人	均等割	同　左	同　左	同　左
		法人税割	同　左	同　左	同　左
固定資産税			同　左	同　左	同　左
軽自動車税			同　左	同　左	同　左
市たばこ税			同　左	同　左	同　左
鉱産税			同　左	同　左	同　左
特別土地保有税			同　左	同　左	同　左
入湯税			同　左	同　左	同　左
都市計画税			同　左	同　左	同　左

平成５年度	平成６年度	平成７年度	平成８年度
同　　左	同　　左	同　　左	2,500円
同　　左	同　　左	（課税総所得金額） 200万円以下の金額　　3 ％ 200万円を越える金額　8 ％ 700万円を越える金額 11 ％	同　　左
同　　左	3,600,000円　180,000円 2,100,000円　156,000円 492,000円　144,000円 480,000円　60,000円 192,000円	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区分			平成９年度	平成１０年度	平成１１年度
市民税	個人	均等割	同　左	同　左	同　左
		所得割	（課税総所得金額） 同　左 同　左 700万円を超える金額 12％	同　左	（課税総所得金額） 同　左 同　左 700万円を超える金額 10 ％
	法人	均等割	同　左	同　左	同　左
		法人税割	同　左	同　左	同　左
固定資産税			同　左	同　左	同　左
軽自動車税			同　左	同　左	同　左
市たばこ税			千本につき　2,434円 旧３級品千本につき 1,155円	同　左	千本につき　2,668円 旧３級品千本につき 1,266円
鉱産税			同　左	同　左	1 ％　（200万円以下0.7 ％）
特別土地保有税			同　左	同　左	同　左
入湯税			同　左	同　左	同　左
都市計画税			同　左	同　左	同　左

平成１２年度	平成１３年度	平成１４年度	平成１５年度
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	千本につき　2,977円 旧３級品千本につき 1,412円
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	課 税 停 止
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左

※15年度以後特別土地保有税は課税停止

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区分			平成１６年度	１７年度(旧市)	平成１７年度(新市)
市民税	個人	均等割	3,000円	同　左	同　左
		所得割	同　左	同　左	同　左
	法人	均等割	同　左	同　左	〈本則〉　〈附則〉 1号　3,600,000円　3,000,000円 2号　2,100,000円　1,750,000円 3号　492,000円　410,000円 4号　480,000円　400,000円 5号　192,000円　160,000円 6号　180,000円　150,000円 7号　156,000円　130,000円 8号　144,000円　120,000円 9号　60,000円　50,000円 ※附則税率は旧音別町地区のみ適用 （平成20年3月末終了事業年度分迄）
		法人税割	同　左	同　左	〈本則〉　〈附則〉 14.7%　12.3% ※附則税率は旧音別町地区のみ適用 （平成20年3月末終了事業年度分迄）
固定資産税			同　左	同　左	同　左
軽自動車税			同　左	同　左	同　左
市たばこ税			同　左	同　左	同　左
鉱産税			同　左	同　左	同　左
特別土地保有税			同　左	同　左	同　左
入湯税			同　左	同　左	宿　泊（一　般）　150円 宿　泊（修学旅行）　70円 日帰り（一　般）　90円 日帰り（修学旅行）　40円
都市計画税			同　左	同　左	同　左

平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	課税総所得金額一律　6%	同　　左
同　　左	同　　左	〈本則〉　〈附則〉 1号　60,000円　50,000円 2号　144,000円　120,000円 3号　156,000円　130,000円 4号　180,000円　150,000円 5号　192,000円　160,000円 6号　480,000円　400,000円 7号　492,000円　410,000円 8号　2,100,000円　1,750,000円 9号　3,600,000円　3,000,000円 ※附則税率は旧音別町地区のみ適用 （平成20年3月末終了事業年度分迄）
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
千本につき3,298円 旧3級品千本につき1,564円	同　　左 （附則税率を本則化）	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

区分			平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度
市民税	個人	均等割	同　左	同　左	同　左
		所得割	同　左	同　左	同　左
	法人	均等割	1号　60,000円 2号　144,000円 3号　156,000円 4号　180,000円 5号　192,000円 6号　480,000円 7号　492,000円 8号　2,100,000円 9号　3,600,000円	同　左	同　左
		法人税割	同　左	同　左	同　左
固定資産税			同　左	同　左	同　左
軽自動車税			同　左	同　左	同　左
市たばこ税			同　左	千本につき4,618円 旧3級品千本につき2,190円	同　左
鉱産税			同　左	同　左	同　左
特別土地保有税			同　左	同　左	同　左
入湯税			同　左	同　左	同　左
都市計画税			同　左	同　左	同　左

※22年度市たばこ税改正税率は10月施行

平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度
同　　左	同　　左	3,500円
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	12.1% (平成26年10月1日以降開始する事業年度分から適用)
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	千本につき5,262円 旧3級品千本につき2,495円	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

<table>
<tr><th colspan="3">区　　分</th><th>平成２７年度</th><th>平成２８年度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税</td><td>原動機付自転車 50cc以下 1,000円
90 〃 1,200円
125 〃 1,600円
ミニカー 2,500円
二輪小型自動車 4,000円
小型特殊自動車 農耕用 1,600円
その他 4,700円
軽自動車
四輪乗用 営業用 5,500円 (6,900円)
自家用 7,200円 (10,800円)
四輪貨物 営業用 3,000円 (3,800円)
自家用 4,000円 (5,000円)
三輪 3,100円 (3,900円)
二輪 2,400円
専ら雪上走行 2,400円
※ ()は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両にかかる税率</td><td>原動機付自転車 50cc以下 2,000円
90 〃 2,000円
125 〃 2,400円
ミニカー 3,700円
二輪小型自動車 6,000円
小型特殊自動車 農耕用 2,000円
その他 5,900円
軽自動車
<table><tr><th rowspan="3"></th><th rowspan="3">三輪</th><th colspan="4">四　輪</th></tr><tr><th colspan="2">乗用</th><th colspan="2">貨物</th></tr><tr><th>自家用</th><th>営業用</th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr><tr><td>新標準税率</td><td>3,900円</td><td>10,800円</td><td>6,900円</td><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr><tr><td>旧標準税率</td><td>3,100円</td><td>7,200円</td><td>5,500円</td><td>4,000円</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>重課税率</td><td>4,600円</td><td>12,900円</td><td>8,200円</td><td>6,000円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td>軽課(a)</td><td>1,000円</td><td>2,700円</td><td>1,800円</td><td>1,300円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>軽課(b)</td><td>2,000円</td><td>5,400円</td><td>3,500円</td><td>2,500円</td><td>1,900円</td></tr><tr><td>軽課(c)</td><td>3,000円</td><td>8,100円</td><td>5,200円</td><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr></table>
※ 新標準税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両にかかる税率
※ 旧標準税率は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受ける車両にかかる税率
※ 重課税率は、初年度検査年月から13年を経過した車両にかかる税率
※ 軽課(a)～(c)は、前年度中に取得した新車であって、一定の低排出基準と燃費基準を満たす車両にかかる税率（今年度に限り適用され、次年度以降は、新標準税率が適用される）
(a) 電気自動車・天然ガス自動車
H21排ガス規制に適合し、かつH21排ガス基準より10%低減する車両
(b) 乗用：H32燃費基準値＋20%達成車
貨物：H27燃費基準値＋35%達成車
(c) 乗用：H32燃費基準値達成車
貨物：H27燃費基準値＋15%達成車
※ (b)、(c)は、ガソリン車及びハイブリッド車（H17排ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る）</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>同　　左</td><td>千本につき5,262円
旧3級品千本につき2,925円</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td>宿　泊（一　般）　250円
（国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館以外の宿泊者は150円）
宿　泊（修学旅行）　70円
日帰り（一　般）　90円
日帰り（修学旅行）　40円</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>平成２９年度</th><th>平成３０年度</th></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>原動機付自転車　50cc以下　2,000円
90　〃　2,000円
125　〃　2,400円
ミニカー　3,700円
二輪小型自動車　6,000円
小型特殊自動車　農耕用　2,000円
その他　5,900円
軽自動車
<table>
<tr><th rowspan="3"></th><th rowspan="3">三輪</th><th colspan="4">四　輪</th></tr>
<tr><th colspan="2">乗用</th><th colspan="2">貨物</th></tr>
<tr><th>自家用</th><th>営業用</th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr>
<tr><td>新標準税率</td><td>3,900円</td><td>10,800円</td><td>6,900円</td><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr>
<tr><td>旧標準税率</td><td>3,100円</td><td>7,200円</td><td>5,500円</td><td>4,000円</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td>重課税率</td><td>4,600円</td><td>12,900円</td><td>8,200円</td><td>6,000円</td><td>4,500円</td></tr>
<tr><td>軽課(a)</td><td>1,000円</td><td>2,700円</td><td>1,800円</td><td>1,300円</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td>軽課(b)</td><td>2,000円</td><td>5,400円</td><td>3,500円</td><td>2,500円</td><td>1,900円</td></tr>
<tr><td>軽課(c)</td><td>3,000円</td><td>8,100円</td><td>5,200円</td><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr>
</table>
※　新標準税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両にかかる税率
※　旧標準税率は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受ける車両にかかる税率
※　重課税率は、初年度検査年月から13年を経過した車両にかかる税率
※　軽課(a)～(c)は、前年度中に取得した新車であって、一定の低排出基準と燃費基準を満たす車両にかかる税率（今年度に限り適用され、次年度以降は、新標準税率が適用される。）
(a)　電気自動車・天然ガス自動車
H30年排ガス規制適合車又はH21排ガス規制に適合し、かつH21排ガス基準より10%低減する車両
(b)　乗用：H32燃費基準値＋30%達成車
貨物：H27燃費基準値＋35%達成車
(c)　乗用：H32燃費基準値達成車＋10%達成車
貨物：H27燃費基準値＋15%達成車
※　(b)、(c)は、ガソリン車、ハイブリッド車及びＬＰＧ車（H17排ガス基準75%低減達成車(★★★★)又はH30排ガス基準50%低減達成車に限る）</td></tr>
<tr><td>千本につき5,262円
旧3級品千本につき3,355円</td><td>千本につき5,262円
旧3級品千本につき4,000円</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
</table>

昭和37年度以降の市税税率の推移（続）

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>8.4%
（令和元年10月1日以降開始
する事業年度分から適用）</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">軽自動車税</td><td colspan="2">種別割</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境性能割</td><td>
<table>
<tr><th colspan="4">環境性能割の税率（自家用車）</th></tr>
<tr><th>対象</th><th>排ガス性能</th><th>燃費性能</th><th>税率</th></tr>
<tr><td colspan="3">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車
（H21排ガス規制窒素酸化物-10%
又はH30排ガス規制適合）</td><td rowspan="3">非課税</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ハイブリッド車
ガソリン車</td><td rowspan="3">H17排ガス基準-75%
又は
H30排ガス基準-50%</td><td>H32燃費基準+20%</td></tr>
<tr><td>H32燃費基準+10%</td></tr>
<tr><td>H32燃費基準達成</td><td>１%</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外</td><td>H27燃費基準+10%</td><td>２%</td></tr>
</table>
※　令和元年１０月１日以降に取得した軽自動車に適用。
※　消費税率１０%の引上げ日（令和元年１０月１日）から令和２年９月３０日までに取得した軽自動車については、この表の税率からそれぞれ１%を減じる。</td><td>同　　左

※　１%の軽減は、令和２年９月３０日までに取得した軽自動車が対象であったが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和３年３月３１日取得分まで対象とすることとした（６か月間の延長）。</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>千本につき5,692円
（旧3級品：R1.9.30まで千本につき4,000円）</td><td>R2.9.30まで千本につき5,692円
R2.10.1から千本につき6,122円</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td>宿　泊（一　般）　250円
（国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館以外の宿泊者は150円）
宿　泊（修学旅行）　70円
日帰り（一　般）　90円
日帰り（修学旅行）　40円</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td rowspan="3">原動機付自転車・２輪車等　（単位：円）
<table>
<tr><th colspan="2">車種区分</th><th>税率</th></tr>
<tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td>50cc 以下</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>50cc 超 90cc 以下</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>90cc 超 125cc 以下</td><td>2,400</td></tr>
<tr><td>ミニカー</td><td>3,700</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>5,900</td></tr>
<tr><td colspan="2">２輪の軽自動車</td><td>125cc 超 250cc 以下</td><td>3,600</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車でもっぱら雪上を走行するもの</td><td>3,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">２輪の小型自動車</td><td>250cc 超</td><td>6,000</td></tr>
</table>
軽自動車　（単位：円）
<table>
<tr><th rowspan="3"></th><th rowspan="3">三輪</th><th colspan="4">四輪</th></tr>
<tr><th colspan="2">乗用</th><th colspan="2">貨物</th></tr>
<tr><th>自家用</th><th>営業用</th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr>
<tr><td>新標準税率</td><td>3,900</td><td>10,800</td><td>6,900</td><td>5,000</td><td>3,800</td></tr>
<tr><td>旧標準税率</td><td>3,100</td><td>7,200</td><td>5,500</td><td>4,000</td><td>3,000</td></tr>
<tr><td>重課税率</td><td>4,600</td><td>12,900</td><td>8,200</td><td>6,000</td><td>4,500</td></tr>
<tr><td>軽課(a)</td><td>1,000</td><td>2,700</td><td>1,800</td><td>1,300</td><td>1,000</td></tr>
<tr><td>軽課(b)</td><td>2,000</td><td>なし</td><td>3,500</td><td>なし</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>軽課(c)</td><td>3,000</td><td>なし</td><td>5,200</td><td>なし</td><td>なし</td></tr>
</table>
※　新標準税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両が対象
※　旧標準税率は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受ける車両が対象
※　重課税率は、初年度検査年月から13年を経過した車両が対象（電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール軽自動車、ハイブリッド車及び被牽引車は除く）
※　軽課(a)～(c)は、前年度中に取得した新車であって一定の低排出基準と燃費基準を満たす車両が対象（今年度限り適用。次年度以降は、新標準税率）
(a)　電気自動車・天然ガス自動車
H30排ガス規制適合車又はH21年排ガス基準より10％低減する車両
(b)　Ｒ２燃費基準かつＲ12燃費基準90％達成車
(c)　Ｒ２燃費基準かつＲ12燃費基準70％達成車
※　(b)、(c)は、ガソリン車、ハイブリッド車（H17排ガス基準75％低減達成車(★★★★)又はH30排ガス基準50％低減達成車）に限る</td></tr>
<tr><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>環境性能割の税率（自家用車）
<table>
<tr><th>対象</th><th colspan="2">排ガス性能</th><th>燃費性能</th><th>税率</th></tr>
<tr><td colspan="4">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車
(H21排ガス規制窒素酸化物-10％
又はH30排ガス規制適合)</td><td rowspan="3">非課税</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ハイブリッド車</td><td rowspan="3">ガソリン車</td><td rowspan="3">H17排ガス基準-75％
又は
H30排ガス基準-50％</td><td>R12燃費基準+75％
＋Ｒ２燃費基準達成</td></tr>
<tr><td>R12燃費基準+60％
＋Ｒ２燃費基準達成</td><td>１％</td></tr>
<tr><td>R12燃費基準+55％</td><td>２％</td></tr>
<tr><td colspan="4">上記以外</td><td></td></tr>
</table>
※　１％の軽減は、令和３年３月３１日までに取得した軽自動車が対象であったが、新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向を勘案して、令和３年１２月３１日取得分まで対象とすることとした（９か月間の延長）。</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>R3.9.30まで千本につき6,122円
R3.10.1から千本につき6,552円</td><td>千本につき6,552円</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="3">区　　分</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>同　　左</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">軽自動車税</td><td colspan="2">種別割</td><td>同　　左</td><td>原動機付自転車・２輪車等　（単位：円）
<table>
<tr><th colspan="2">車種区分</th><th>税率</th></tr>
<tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td>50cc 以下・特定小型</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>50cc 超 90cc 以下</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>90cc 超 125cc 以下</td><td>2,400</td></tr>
<tr><td>ミニカー</td><td>3,700</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>5,900</td></tr>
<tr><td>２輪の軽自動車</td><td>125cc 超 250cc 以下</td><td>3,600</td></tr>
<tr><td colspan="2">軽自動車でもっぱら雪上を走行するもの</td><td>3,000</td></tr>
<tr><td>２輪の小型自動車</td><td>250cc 超</td><td>6,000</td></tr>
</table>
軽自動車　（単位：円）
<table>
<tr><th rowspan="3"></th><th rowspan="3">三輪</th><th colspan="4">四輪</th></tr>
<tr><th colspan="2">乗用</th><th colspan="2">貨物</th></tr>
<tr><th>自家用</th><th>営業用</th><th>自家用</th><th>営業用</th></tr>
<tr><td>新標準税率</td><td>3,900</td><td>10,800</td><td>6,900</td><td>5,000</td><td>3,800</td></tr>
<tr><td>旧標準税率</td><td>3,100</td><td>7,200</td><td>5,500</td><td>4,000</td><td>3,000</td></tr>
<tr><td>重課税率</td><td>4,600</td><td>12,900</td><td>8,200</td><td>6,000</td><td>4,500</td></tr>
<tr><td>軽課(a)</td><td>1,000</td><td>2,700</td><td>1,800</td><td>1,300</td><td>1,000</td></tr>
<tr><td>軽課(b)</td><td>2,000</td><td>なし</td><td>3,500</td><td>なし</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>軽課(c)</td><td>3,000</td><td>なし</td><td>5,200</td><td>なし</td><td>なし</td></tr>
</table>
※　新標準税率は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける車両が対象
※　旧標準税率は、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受ける車両が対象
※　重課税率は、初年度検査年月から13年を経過した車両が対象（電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール軽自動車、ハイブリッド車及び被牽引車は除く）
※　軽課(a)～(c)は、前年度中に取得した新車であって一定の低排出基準と燃費基準を満たす車両が対象（今年度限り適用。次年度以降は、新標準税率）
(a)　電気自動車・天然ガス自動車
H30排ガス規制適合車又はH21年排ガス基準より10％低減する車両
(b)　Ｒ２燃費基準かつＲ12燃費基準90％達成車
(c)　Ｒ２燃費基準かつＲ12燃費基準70％達成車
※　(b)、(c)は、ガソリン車、ハイブリッド車（H17排ガス基準75％低減達成車(★★★★)又はH30排ガス基準50％低減達成車）に限る</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境性能割</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">鉱産税</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">入湯税</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>同　　左</td><td>同　　左</td></tr>
</table>

11　昭和25年度以降の地方税制の推移

区　　分		昭和２５年度	昭和２６年度	昭和２７年度
市民税	個人	・均等割 標準税率 400～800円 制限税率 500～ 1,000円 ・所得割 （第一課税方式） 標準税率　18 % 制限税率　20 % （第二課税方式） 制限税率　10 % （第三課税方式） 制限税率　20 %	・均等割 標準税率 300～700円 制限税率 400～900円 ・所得割 課税方式に但書きが加えられる ・特徴年12回徴収 （27年度から、この年度は10回）	
	法人	・均等割 1,200 ～ 2,400円	・法人税割の創設 標準税率　15.0 % 制限税率　16.0 %	・法人税割 標準税率　12.5 % 制限税率　15.0 %
固定資産税		・標準税率　1.6 % ・制限税率　なし ・免税点　１万円	・標準税率　1.6 % ・制限税率　3.0 % ・免税点 償却資産　３万円	・免税点 土地家屋　１万円 償却資産　３万円
市たばこ消費税				
電気ガス税		・税率　10 %		
その他		・自転車税　200円 ・荷車税 200～ 800円 ・木材引取税　5 % ・鉱産税　1 % ・入湯税１日　10円 ・水利地益税、共同施設税、広告税　10 % ・接客人税 １人，月 100円	・国民健康保険税の創設	・広告税及び接客人税の廃止

昭和２８年度	昭和２９年度	昭和３０年度	昭和３１年度
・所得割 （第一課税方式） 賦課制限 課税総所得金額の10%	・均等割 標準税率 200～600円 制限税率 300～800円 ・所得割 （第一課税方式） 賦課制限 課税総所得金額の7.5% （第二課税方式） 制限税率 7.5% （第三課税方式） 制限税率 15.0% ・所得税の税源を移譲して道府県民税を創設 ・障害者等に係る非課税基準の創設 13万円	・特別徴収、年10回徴収方式	・所得割 （第一課税方式） 標準税率 15.0% 制限税率 18.0%
	・法人税割 標準税率 7.5 % 制限税率 9.0 %	・法人税割 標準税率 8.1 % 制限税率 9.7 %	
	・標準税率 1.5 % ・制限税率 2.5 % ・免税点 償却資産 ５万円 ・道府県税として不動産取得税の創設	・標準税率 1.4 % ・制限税率 2.5 % ・大規模償却資産に対する特例並びに基準年度制度創設 ・免税点 償却資産 10万円	・交付金納付金の創設
	・創設 税率 115分の１０		・税率 9 %
・入湯税１日 １人１日 20 円	・自転車税及び荷車税を自転車荷車税に統合 原動機付自転車 500円 その他の自転車 200円		・目的税として都市計画税の創設 税率 0.2 %

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　　分		昭和３２年度	昭和３３年度	昭和３４年度
市民税	個人	・所得割 第二課税方式及び第三課税方式について準拠税率を法定化	・所得割 （第一課税方式） 標準税率　18.5 % 制限税率　22.0 %	・所得割 （第一課税方式） 標準税率　20.0 % 制限税率　24.0 %
	法人			
固定資産税				・制限税率　2.1 % ・免税点 土地　２万円 家屋　３万円 償却資産　15万円
市たばこ消費税			・税率　11.0 %	
電気ガス税				
その他		・助成交付金の創設 ・入湯税を目的税とする ・木材引取税の税率引下げ　4.0%	・木材引取税の税率引下げ　2.0% ・自転車荷車税を廃止 ・原動機付自転車、軽自動車及び二輪小型自動車を併せて、軽自動車税の創設	

昭和３５年度	昭和３６年度	昭和３７年度	昭和３８年度
	・課税方式を本文方式と但書き方式に統一 ・所得割 2%～14% まで13段階の超過累進税率 (37年度実施) ・障害者等に係る非課税範囲の拡大 15万円	・所得割 税率の軽減 (38年度実施) ・障害者等に係る非課税範囲の拡大 18万円	・累進税率の緩和
		・法人税割 資本金１億円以上の製造業を行う分割法人の分割基準改正	
		・税率　12.0 % ・従価制から従量制へ	・税率　13.4 %
	・免税点制度の創設 月　300 円	・税率　9.0 %	・税率　8.0 %
	・軽自動車税 二輪のもの 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの 乗　用　3,000円 貨　物　2,500円	・鉱産税 軽減税率の創設 月 200万円以下 0.7 %	・徴収制度の改善合理化 ・共同納税相談開始

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　　分		昭和３９年度	昭和４０年度	昭和４１年度
市民税	個人	・準拠税率を標準税率に改め、制限税率は標準税率の 1.5倍 （昭和40年度実施） ・課税方式を本文方式に統合 ・障害者等に係る非課税範囲の拡大 20万円	・障害者等に係る非課税範囲の拡大 22万円 ・給与所得控除の引上げ	・基礎控除　10万円 ・配偶者控除　8万円 ・扶養控除 第１人目 （控除対象配偶者がいる場合）　6万円 （控除対象配偶者がいない場合）　7万円 第２人目以降 4万円 ・障害者等に係る非課税範囲の拡大 24万円 ・専従者控除 青色　10万円 白色　6万円 ・給与所得控除の引上げ
	法人		・法人税割 標準税率　8.4 % 制限税率　10.1 %	・法人税割 標準税率　8.9 % 制限税率　10.7 %
固定資産税		・新評価制度に基づく土地の負担調整 （39年度～41年度） ・免税点 土地　2.4万円		・負担調整（42～44） ３倍まで　1.1 ３～８倍まで 1.2 ８倍超え　1.3 ・免税点 土地　8万円 家屋　5万円 償却資産　30万円
市たばこ消費税		・税率　15.0 %		
電気ガス税		・税率　7.0 %	・免税点 電気　月 400円 ガス　月 500円	
その他		・軽自動車税 四輪のもの 乗用　4,500円		・都市計画税負担調整 （42年度～44年度） ３倍まで　1.3 ３～８倍まで 1.6 ８倍超え　1.9

昭和４２年度	昭和４３年度	昭和４４年度	昭和４５年度
・障害者等に係る非課税範囲の拡大　26万円 ・専従者控除 青色　12万円 白色　8万円 ・給与所得控除の引上げ ・税額控除を所得控除へ移行 （43年度適用）	・基礎控除　11万円 ・配偶者控除　9万円 ・扶養控除 （控除対象配偶者がいる場合）5万円 （控除対象配偶者がいない場合） 第１人目　8万円 第２人目以降　5万円 ・専従者控除 青色　17万円 白色　11万円 ・障害者等控除 6万円 ・生命保険料控除　2.5万円 ・障害者等に係る非課税範囲拡大　28万円 ・共済掛金控除の創設 ・給与所得控除引上げ	・基礎控除　12万円 ・配偶者控除　10万円 ・扶養控除 （控除対象配偶者がいる場合）6万円 （控除対象配偶者がいない場合） 第１人目　8万円 第２人目以降　6万円 ・専従者控除 青色　限度額廃止 白色　15万円 ・障害者等控除 7万円 ・特別障害者控除　9万円 ・障害者等に係る非課税範囲拡大　30万円 ・給与所得控除引上げ ・特別徴収の12回徴収	・基礎控除　13万円 ・配偶者控除　11万円 ・扶養控除 （控除対象配偶者がいる場合）8万円 （控除対象配偶者がいない場合） 第１人目　9万円 第２人目以降　8万円 ・障害者等控除 8万円 ・特別障害者控除　10万円 ・障害者等に係る非課税範囲拡大　32万円 ・給与所得控除引上げ
・均等割 資本金１千万円を超える法人　4,000円 資本金１千万円以下の法人　2,400円			・法人税割 標準税率　9.1 % 制限税率　10.7 % ・法人税付加税の創設
			・負担調整措置 ３倍未満　1.1 ３～８倍未満 1.2 ８～25倍未満 1.3 25倍以上　1.4
・税率　18.1 %	・売り渡し本数に乗ずる率　1.013		
・免税点 ガス　月 700円	・免税点 ガス　月　800円	・免税点 電気　月　500円 ガス　月 1,000円	・免税点 電気　月　600円 ガス　月 1,200円
	・軽自動車税 原動機付自転車及び農耕作業特殊自動車に係る月割課税を廃止	・宅地開発税の創設	・都市計画税 負担調整措置 ２倍未満　1.3 ２～４倍未満 1.6 ４倍以上　1.9

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		昭和４６年度	昭和４７年度	昭和４８年度
市民税	個人	・基礎控除　14万円 ・配偶者控除　13万円 ・扶養控除 （控除対象配偶者がいる場合）　10万円 （控除対象配偶者がいない場合） 第１人目　11万円 第２人目以降　10万円 ・障害者等控除 9万円 ・特別障害者控除　11万円 ・給与所得控除引上げ ・生命保険料控除引上げ ・障害者等に係る非課税範囲拡大　35万円 ・白色専従者控除の引上げ　16.5万円 ・退職者一括徴収制度の創設	・基礎控除　15万円 ・配偶者控除　14万円 ・扶養控除 （控除対象配偶者がいる場合）　11万円 （控除対象配偶者がいない場合） 第１人目　12万円 第２人目以降　11万円 ・障害者等控除　10万円 ・特別障害者控除　12万円 ・白色専従者控除の引上げ　17万円 ・給与所得控除引上げ ・障害者等に係る非課税範囲拡大　38万円	・基礎控除　16万円 ・配偶者控除　15万円 ・扶養控除 （控除対象配偶者がいる場合）　12万円 （控除対象配偶者がいない場合） 第１人目　14万円 第２人目以降　12万円 ・老人扶養控除創設　14万円 ・障害者等控除　12万円 ・特別障害者控除　14万円 ・給与所得控除引上げ ・障害者等に係る非課税範囲拡大　43万円 ・累進税率の緩和 ・退職所得控除引上げ
	法人			
固定資産税				・住宅用地に対する課税標準の特例 ・免税点 土地　15万円 家屋　8万円 償却資産　100万円
電気ガス税		・免税点 電気　月　700円 ガス　月　1,400円	・免税点 電気　月　800円 ガス　月　1,600円	・免税点 電気　月　1,000円 ガス　月　2,100円 （48.6.1適用）
その他		・入湯税 １人１日　40円		・特別土地保有税の創設 税率　保有　1.4% 取得　3.0% ・商品切手発行税の創設 税率　4.0%

昭和４９年度	昭和５０年度	昭和５１年度
・基礎控除　18万円 ・配偶者控除　18万円 ・扶養控除 （控除対象配偶者がいる場合） 14万円 （控除対象配偶者がいない場合） 第１人目　16万円 第２人目以降　14万円 ・障害者等控除　13万円 ・特別障害者控除　16万円 ・老年者年金特別控除の創設 60万円 ・白色専従者控除の引上げ 19.25万円 ・給与所得控除引上げ ・障害者等に係る非課税範囲の拡大　50万円 ・みなし法人課税制度の創設 ・不動産業者等の土地譲渡益重課税制度の創設	・基礎控除　19万円 ・配偶者控除　19万円 ・扶養控除 （控除対象配偶者がいる場合）　17万円 （控除対象配偶者がいない場合） 第１人目　19万円 第２人目以降　17万円 ・老人扶養控除の創設 19万円 ・障害者等控除　16万円 ・特別障害者控除　19万円 ・給与所得控除引上げ ・障害者等に係る非課税範囲の拡大　60万円 ・白色専従者控除の引上げ 27.5万円 ・生命保険料控除限度額引上げ ・退職所得控除引上げ	・障害者等に係る非課税範囲の拡大 70万円 ・均等割非課税制度の創設 １人当たり　15万円 ・均等割 標準税率　700 ～ 1,700円 制限税率　1,000 ～ 2,200円 ・医療費控除の限度額引上げ 200万円 ・医療費控除の足切り限度額　5万円 ・老年者年金特別控除額引上げ 78万円 ・老年者控除の所得限度額引上げ 1,000万円 ・資産合算課税の最低所得限度額引上げ　1,000万円 ・白色事業専従者控除　40万円 ・勤労学生控除適用要件の所得限度額引上げ　46万円 ・給与所得控除の平年度化
・法人税割 標準税率　12.1 % 制限税率　14.5 %	・商法の一部改正に伴い申告納付制度の整備及び徴収猶予等に係る延滞金の特例	・均等割 標準税率 .（ ）書きは制限税率 １号該当法人　24千円　（ 40千円） ２号　〃　12千円　（ 20千円） ３号　〃　7千2百円　（ 12千円）
・小規模住宅用地に対する課税標準の特例	・農用地開発公団が行う土地改良事業の施行に係る納税義務者の特例	・宅地等評価替えに伴い51～53年度まで新たな負担調整 ・一般農地は39年度以来税額が据え置かれていたが、51～53年度まで段階的な課税の適正化措置 ・特定市街化区域農地に係る課税標準額の算定に用いる調整率の据え置き
・電気税　免税点　1,200円 （49.6.1適用） 50.1.1 ～　2,000円 ・ガス税　免税点　2,700円 （49.6.1適用） 50.1.1 ～　4,000円	・ガス税の税率　3.0% （50.6.1適用）	・ガス税の税率（52.1.1適用）　2.0% ・軽自動車税　（51年排ガス適合車及び電気自動車は52年度まで旧税率適用、制限税率は下記の 1.2倍） (1)原動機付自転車 50cc以下　650円 90cc〃　1,000円 125cc〃　1,300円 (2)軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの(側車付き含む)　2,000円 三輪のもの　2,600円 四輪のもの(乗用営業用)　5,200円 〃　(〃　自家用)　5,900円 〃　(貨物営業用)　2,900円 〃　(〃　自家用)　3,300円 (3)二輪の小型自動車　3,300円 ・都市計画税　（51～53年度まで） 固定資産税と同様の負担調整
・電気ガス税は電気税とガス税に分離 ・軽自動車税の減免措置の拡大	・軽自動車税 二輪及び三輪の月割課税廃止 ・特別土地保有税 土地区画整理事業の施行に係る仮使用地の課税 ・入湯税 １人１日　100円	

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		昭和５２年度	昭和５３年度
市民税	個人	・障害者等に係る非課税範囲の拡大　80万円 ・均等割非課税基準額の引上げ １人当たり　17万円 ・基礎控除　20万円 ・配偶者控除　20万円 ・扶養控除　19万円 （控除対象配偶者がいない場合） 第１人目　20万円 ・老人扶養控除　20万円 ・障害者等控除　18万円 ・特別障害者控除　20万円 ・土地建物等の譲渡所得に対する税率の改正	・均等割非課税基準額の引上げ １人当たり　19万円 ・勤労学生控除適用要件の所得限度額引上げ　52万円
	法人	・均等割 標準税率 .（　）書きは制限税率 １号該当法人80千円(134千円) ２号　〃　24千円(40千円) ３号　〃　8千円(13千円)	・均等割 標準税率 .（　）書きは制限税率 １号該当法人　80万円(100万円) ２号　〃　40万円(56万円) ３号　〃　8万円(13万円) ４号　〃　2万4千円(　4万円) ５号　〃　8千円(1万3千円)
固定資産税			
電気税		・免税点(6月１日以降)　2,400円	
ガス税		・免税点(6月１日以降)　4,800円	・免税点(6月1日以降)　6,000円
その他		・軽自動車税 月割課税制度の改正 53年排出ガス規制適合車にも改正前の税率適用 ・入湯税 １人１日（53.1.1以降)150円	・都市計画税 制限税率　0.3 % ・軽自動車税 排出ガス規制適合車に対する軽減税率適用廃止

昭和５４年度	昭和５５年度	昭和５６年度
・均等割非課税基準額の引上げ １人当たり　20万円 ・基礎控除　21万円 ・配偶者控除　21万円 ・扶養控除　20万円 （控除対象配偶者がいない場合） 第１人目　21万円 ・老人扶養控除　21万円 ・障害者等控除　19万円 ・特別障害者控除　21万円 ・長期譲渡所得課税の一部改正	・均等割非課税基準額の引上げ　１人当たり　22万円 ・均等割 標準税率 1,000～2,000円 制限税率 1,400～2,600円 ・基礎控除　22万円 ・配偶者控除　22万円 ・扶養控除　22万円 ・老人扶養控除　23万円 ・同居老親等扶養控除26万円 ・障害者等控除　21万円 ・特別障害者控除　23万円 ・長期譲渡所得課税の一部改正	・均等割非課税基準額の引上げ　１人当たり　23万円 ・所得割非課税制度の創設 所得金額が下記以下の者 27万円×家族数
		・均等割 税率の適用基準、資本の金額又は出資金額に資本積立金を加える ・法人税割 標準税率　12.3 % 制限税率　14.7 %
・宅地等評価替えに伴い54年度～56年度まで新たな負担調整 ・市街化区域農地に対し54年度～56年度まで課税の適正化措置		
	・免税点(6月１日以降) 3,600円	
・免税点(6月１日以降)　7,000円	・免税点(6月１日以降) 10,000円	
・軽自動車税（電気自動車は旧税率適用、制限税率は下記の1.2倍） (1)原動機付自転車 50cc以下　700円 90　〃　1,100円 125　〃　1,450円 (2)軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの(側車付き含む)　2,200円 三輪のもの　2,850円 四輪のもの(乗用営業用)　5,200円 〃　(〃　自家用)　6,500円 〃　(貨物営業用)　2,900円 〃　(〃　自家用)　3,650円 (3)二輪の小型自動車　3,650円 ・都市計画税　(54～56年度まで) 固定資産税と同様の負担調整	・市たばこ消費税 売り渡し本数に乗ずる率 (55.5.1～56.3.31)　1.04	・軽自動車税 (1)月割課税制度の廃止 (2)電気自動車の軽減税率を57年度まで延長

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　　分		昭和５７年度	昭和５８年度
市民税	個人	・均等割非課税基準額の引上げ １人当たり　25万円 ・所得割非課税基準額の引上げ 27万円×家族数＋９万円 （注）家族を有する場合のみ加算額有り ・寡夫控除の創設　21万円 ・土地譲渡所得課税の特例の改正（58年度適用） ・雑損控除の拡充 ・みなし法人課税の場合の税率等の改正 ・配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得限度額引上げ（給与所得に限り）　29万円 ・肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例改正 ・農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例措置の延長	・同居の特別障害者である配偶者及び扶養親族控除の創設　25万円 ・臨時特例法による措置 （58年度分の住民税軽減代替措置として59年度分に限り特別減税） (1)基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の額は、地方税法に定める金額にそれぞれ 7,000円を加算した金額 (2)配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得限度額引上げ（給与所得に限り）　30万円 (3)勤労学生控除の適用要件である所得限度額引上げ　53万円
	法人	・徴収猶予制度の改正	・均等割 標準税率 .（　）書きは制限税率 １号該当法人 120万円(150万円) ２号　〃　70万円(100万円) ３号　〃　16万円(27万円) ４号　〃　6万円(10万円) ５号　〃　4万8千円(　8万円) ６号　〃　1万6千円(2万7千円)
固定資産税		・土地の評価替えに伴う新たな負担調整 ・市街化区域農地の課税の適正化	・区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地に対する課税の特例の創設（59年度分から適用）
電気税			
ガス税		・免税点(6月１日以降) 12,000円	
その他		・地方税の徴収順位の改正 附帯金優先をやめ、本税優先に改める　(57.10.1から) ・特別土地保有税 保有期間10年を超える市街化調整区域内の土地、課税客体から除外 ・都市計画税 59年度まで固定資産税と同様の負担調整	・軽自動車税 電気自動車の軽減税率59年度まで延長 ・市たばこ消費税 売り渡し本数に乗ずる率 (58.5.1～59.2.29)　1.014

昭和５９年度	昭和６０年度
・障害者等に係る非課税範囲の拡大　100万円 ・均等割非課税基準額の引上げ １人当たり　28万円 ・所得割非課税基準額の引上げ １人当たり　29万円 ・基礎控除　25.3万円＋ 7千円　26万円 ・配偶者控除一般　25.3万円＋ 7千円　26万円 〃　老人　26.3万円＋ 7千円　27万円 〃 同居特別障害　29.3万円＋ 7千円　30万円 ・扶養控除　一般　25.3万円＋ 7千円　26万円 〃　老人　26.3万円＋ 7千円　27万円 〃 同居特別障害　29.3万円＋ 7千円　30万円 〃 同居老親等　30.3万円＋ 7千円　31万円 ・障害者．老年者．寡婦（夫）.勤労学生控除 24万円 ・特別障害者控除　26万円 ・所得割の税率構造調整（60年度適用） ・所得割賦課制限率の改正（　〃　） ・個人年金保険料控除制度の創設（　〃　） ・みなし法人課税の特例の延長等（　〃　）	・均等割 標準税率　1,000 円　～ 2,000円 制限税率　1,500 円　～ 2,500円 ・配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得限度額引上げ　33万円 ・白色事業専従者控除限度額　45万円 ・優良住宅地等に係る長期譲渡所得の課税の特例措置（61年度適用） ・特定市街化区域農地等に係る長期譲渡所得の課税の特例措置（61年度適用）
・法人税割の徴収猶予制度の廃止 ・均等割　標準税率 .(　)書きは制限税率 １号該当法人　300 万円（360万円） ２号　〃　175 万円（210万円） ３号　〃　40 万円（ 48万円） ４号　〃　15 万円（ 18万円） ５号　〃　12 万円（ 14万4千円） ６号　〃　4 万円（　4万8千円）	
	・土地の評価替えに伴い62年度まで負担調整措置 ・電電公社の民営化に伴う配分規則の改正 ・課税標準の特例措置等の整理合理化等 ・非課税等特別措置等の創設、拡充
・軽自動車税 （電気自動車は旧税率適用、制限税率は下記の1.2倍） (1)原動機付自転車 50cc以下　1,000円 90　〃　1,200円 125　〃　1,600円 (2)軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付き含む）　2,400円 三輪のもの　3,100円 四輪のもの（乗用営業用）　5,500円 〃　（〃　自家用）　7,200円 〃　（貨物営業用）　3,000円 〃　（〃　自家用）　4,000円 (3)二輪の小型自動車　4,000円	・都市計画税 62年度まで固定資産税と同様の負担調整 ・特別土地保有税 都市計画区域外の土地でも保有期間が10年を超えるものは、市街化調整区域内の土地と同様に課税対象外 ・軽自動車税 (1)ミニカーに係る税率規定　2,500円 (60.2.15以後の取得、なお同日前の取得は 1,000円) (2)電気自動車に係る軽減税率引上げ、併せて適用期間を61年度まで延長 (60.2.15以後取得したミニカーは 2,300円、なお同日前の取得は 700円) ・市たばこ消費税 従価割 14.3%　従量割 千本につき 350円

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		昭和６１年度	昭和６２年度
市民税	個人	・均等割非課税基準額の引上げ １人当たり　31万円 ・所得割非課税基準額の引上げ １人当たり　31万円 ・同居の特別障害者に係る配偶者控除及び扶養控除の引上げ 34万円 ・肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例措置の延長（平成３年度まで） ・みなし法人課税の特例措置に係る税率等の１年間延長 ・農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例措置61年度限りで廃止	・山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置を元年度まで延長 ・所得割税率構造７段階に改正（63年度適用） ・所得割賦課制限の廃止　（　〃　） ・基礎控除　28万円（　〃　） ・配偶者控除一般　28万円（　〃　） 〃　老人　29万円（　〃　） 〃　同居特別障害36万円（　〃　） ・扶養控除一般　28万円（　〃　） 〃　老人　29万円（　〃　） 〃　同居特別障害　36万円（　〃　） 〃　同居老親等　33万円（　〃　） ・配偶者特別控除の創設　限度額14万円（〃） ・配偶者に係る白色事業専従者控除額引上げ 60万円（　〃　） ・老年者控除の引上げ　48万円（元年度適用） ・医療費控除足切限度額引上げ　10万円（〃） ・給与所得者の特定支出控除の創設　（〃） ・公的年金等の所得区分を変更し、公的年金の支払報告書の提出義務を制度化　（〃） ・譲渡所得の長期、短期の区分が10年から５年に変わる　(S62.10.1～H2.3.31) ・所有期間２年以内の土地（超短期所有土地）の譲渡による事業所得等の課税の特例創設 ・優良住宅地及び特定市街化区域農地に係る長期譲渡所得の課税の特例措置延長(3年度まで)
	法人	・一定の農業協同組合連合会の収益事業以外の事業に係る非課税規定 ・法人税における欠損金の繰越控除の一部停止に伴う繰戻し還付に係る規定の整備	・中間申告等の方法を改正
固定資産税		・課税標準の整理合理化等 ・非課税、課税標準の特別措置 ・国有資産等所在交付金及び納付金の整理等	・課税標準の特別措置等の整理合理化 ・非課税措置等の創設、拡大等
電気税		・産業用電気に係る非課税措置の整理合理化等	・水素製造の用に供する電気に係る非課税措置廃止 ・繊維、紙に係る軽減税率　62.12.31まで延長
ガス税			
その他		・市たばこ消費税 従量割税率の引上げ (61.5.1～62.3.31) 千本につき　640円 手持品課税 千本につき　290円 ・特別土地保有税 非課税措置の廃止、新設等 ・都市計画税 課税標準特例措置の整理等	・軽自動車税 電気自動車軽減税率適用期限63年度まで延長 ・市たばこ消費税 従量割税率の適用期限　63.3.31まで延長 ・特別土地保有税 非課税措置の整理合理化、創設等 ・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・都道府県民税利子割の創設（63年度適用） ・利子割交付金の創設（　〃　） ・地方税の確定金額等に係る端数計算の基準額の引上げ　(63年度適用)

昭和６３年度	平成元年度
・公的年金等に係る課税方法の改正 （元年度適用） ・優良住宅地等に係る長期譲渡所得の課税の特例の税率改正　一律　4% （元年度適用） ・居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し （元年度適用）	・所得割税率構造３段階に改正 ・均等割非課税基準額の引上げ　1人当たり 32万円 ・所得割非課税基準額の引上げ　1人当たり 32万円 ・障害者等に係る非課税限度額の拡大　125万円 ・退職所得控除額引上げ ・長期譲渡所得に係る課税特例の課税方法改正 ・山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置を３年度まで延長 ・みなし法人課税の特例期限を６年度まで延長 ・基礎控除　30万円（２年度適用） ・配偶者控除一般　30万円　（　〃　） 〃　老人　35万円　（　〃　） 〃　同居特別障害一般　51万円　（　〃　） 〃　〃　老人　56万円創設（　〃　） ・扶養控除一般　30万円　（　〃　） 〃　老人　35万円　（　〃　） 〃　特定扶養　35万円創設（　〃　） 〃　同居老親等　42万円　（　〃　） 〃　同居特別障害一般　51万円　（　〃　） 〃　〃　老人　56万円創設（　〃　） 〃　〃　特定　56万円創設（　〃　） 〃　〃　同居老親等　63万円創設（　〃　） ・配偶者特別控除　限度額　30万円　（　〃　） ・障害者・勤労学生・寡婦（夫）控除26万円（〃） ・特別障害者控除　28万円　（　〃　） ・白色事業専従者控除額引上げ 配偶者80万円，配偶者以外47万円　（　〃　） ・資産所得の合算課税制度の廃止　（　〃　） ・寄附金控除創設　都道府県募金会に対する（〃） ・配偶者控除又は扶養控除の適用対象要件緩和 所得の種類にかかわりなく　35万円（　〃　）
・土地評価替えに伴い平成２年度まで負担調整措置 ・課税標準の特例措置等の整理合理化等 ・非課税等特別措置等の創設、拡充等	・課税標準の特例措置等の整理合理化等 ・非課税等特別措置等の創設、拡充等
	・廃止（消費税の創設に伴い）
	・廃止（消費税の創設に伴い）
・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・市たばこ消費税 従量割税率の適用期限 元.3.31まで延長 ・特別土地保有税 産業構造転換円滑化臨時措置法の施行に伴い、非課税措置の創設等	・木材引取税の廃止（消費税の創設に伴い） ・市たばこ消費税は「市たばこ税」に改正 （消費税の創設に伴い）従量税方式とし、 税率　千本につき　1,997 円（元.4.1施行） ・軽自動車税 (1)平成２年排ガス規制適合車に対し、軽減税率を２年度まで適用 (2)電気自動車に対する軽減税率を２年度まで延長 ・特別土地保有税 非課税措置の整理合理化、創設等 ・都市計画税 固定資産税と同様の措置

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		平成２年度	平成３年度
市民税	個人	・均等割非課税基準額の引上げ １人当たり　34万円 ・所得割非課税基準額の引上げ １人当たり　34万円 ・みなし法人課税制度に係る税率等の改正 ・寡婦(夫)控除及び寡婦控除の特例加算要件の所得限度額引上げ　300万円 （３年度適用） ・個人年金保険料に係る生命保険料控除額の引上げ　35,000円 （３年度適用） ・損害保険料控除の創設　（　〃　） ・公的年金等控除額の引上げ（　〃　） ・土地譲渡益に係る課税の特例措置の延長 (1)長期、短期区分の適用期限４年度まで (2)超短期所有土地の譲渡に係る事業所得等の適用期限５年度まで (3)優良住宅地等のための譲渡、適用期限４年度まで (4)特定市街化区域農地等の譲渡、適用期限４年度まで	・所得割税率の適用区分の改正 160万円以下　3 % 160万円超え　8 % 550万円超え　11 % ・均等割非課税限度額引上げ 34万円×家族数＋４万円 ・所得割非課税限度額引上げ 34万円×家族数＋15万円 ・基礎控除　31万円 ・配偶者控除一般　31万円 〃　老人　36万円 〃　同居特別障害一般　52万円 〃　〃　老人　57万円 ・扶養控除一般　31万円 〃　特定又は老人　36万円 〃　同居老親等　43万円 〃　同居特別障害一般　52万円 〃　〃　特定又は老人　57万円 〃　〃　同居老親等　64万円 ・配偶者特別控除　限度額　31万円 ・寄附金控除　日本赤十字社支部に対する寄附金が追加される(4年度適用) ・肉用牛売却による課税特例範囲の見直しと適用期限を８年度まで延長 ・山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限５年度まで延長 ・土地譲渡益に係る課税特例の見直し (1)長期譲渡所得の税率引上げ 一律　6 %　（５年度適用） (2)長・短期区分の適用期限８年度まで延長 (3)優良住宅地等のための譲渡の税率3.4 % に引下げ（９年度まで延長）
	法人		・国鉄清算事業団に係る非課税措置（均等割非課税）の廃止
固定資産税		・課税標準の特例措置等の整理合理化等 ・非課税等特別措置等の創設、拡充等	・土地の評価替えに伴い５年度まで負担調整措置 ・免税点引上げ　土地　30万円 家屋　20万円 償却資産　150万円 ・課税標準の特例措置等の整理合理化 ・非課税等特別措置等の創設、拡充等
その他		・特別土地保有税 非課税措置の整理合理化、創設等 ・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・軽自動車税 身体障害者等に対して減免する軽自動車の対象範囲拡大	・軽自動車税 (1)ミニカー(60.2.15前に取得）に係る特例税率の廃止 (2)電気自動車の軽減税率適用期限、４年度まで延長 (3)平成２年度排ｶﾞｽ規制適合車に対する軽減税率適用廃止 ・特別土地保有税 (1)制度の全般的見直し (2)遊休土地に対する保有課税の創設 (3)非課税措置の整理合理化、創設等 ・特別地方消費税交付金の創設

<table>
<tr><th>平成４年度</th><th>平成５年度</th><th>平成６年度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">・均等割非課税限度額引上げ
34万円×家族数＋８万円
(注)家族を有する場合のみ加算額有り
・所得割非課税限度額引上げ
34万円×家族数＋19万円
(注)家族を有する場合のみ加算額有り
・みなし法人課税制度
５年度を以て廃止</td><td rowspan="2">・均等割非課税限度額引上げ
34万円×家族数+13万円
(注)家族を有する場合のみ加算額有り
・所得割非課税限度額引上げ
34万円×家族数+25万円
(注)家族を有する場合のみ加算額有り
・寄附金控除　都道府県及び市区町村に対する寄附金が追加される（６年度適用）
・山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置を７年度まで延長
・居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る買換え特例の見直し
(5.4.1～7.3.31譲渡)</td><td>・定率による特別減税
個人住民税所得割額20％相当額
（限度額20万円）
・均等割非課税限度額引上げ
34万円×家族数＋18万円
（注）家族を有する場合のみ加算額有り
・所得割非課税限度額引上げ
34万円×家族数＋30万円
（注）家族を有する場合のみ加算額有り
・特定扶養控除額の引上げ　39万円
〃　同居特別障害　60万円
・前年中において所得を有しなかった者に係る非課税規定の削除
(7年度適用)
・優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象範囲の拡大</td></tr>
<tr><td rowspan="2">・法人市民税の均等割税率の引上げ
・均等割標準税率(　)書きは制限税率
1 号該当法人 300万円 (360万円)
2 〃 175万円 (210万円)
3 〃 41万円 (49万2千円)
4 〃 40万円 (48万円)
5 〃 16万円 (19万2千円)
6 〃 15万円 (18万円)
7 〃 13万円 (15万6千円)
8 〃 12万円 (14万4千円)
9 〃 5万円 (　6万円)</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・課税標準の特例措置等の整理合理化
・非課税等特別措置等の創設、拡充</td><td>・６年度評価替えにより土地均衡化、適正化に伴う負担調整措置(６年度から適用)
・課税標準の特例措置等の整理合理化
・非課税等特別措置等の創設、延長等</td><td>・評価替えに伴う農地に係る負担調整措置
・課税標準の特例措置の整理合理化及び創設、拡充等</td></tr>
<tr><td>・特別土地保有税
非課税措置の整理合理化、創設等
・都市計画税
固定資産税と同様の措置
・軽自動車税
身体障害者に係る減免措置の範囲の見直し</td><td>・軽自動車税
電気自動車に係る特例税率の適用期限延長 6年度まで
・特別土地保有税
非課税措置の整理合理化、拡充等
・都市計画税
住宅用地に係る課税標準の特例措置の導入
（６年度から適用）</td><td>・都市計画税
固定資産税と同様の措置
・特別土地保有税
不動産取得税相当額についての特例措置の創設</td></tr>
</table>

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　　分		平成７年度	平成８年度
市民税	個人	・定率による特別減税 個人住民税所得割額15％相当額 （限度額２万円） ・所得割税率の適用区分の改正 200万円以下　３％ 200万円超え　８％ 700万円超え　11％ ・基礎控除等の引上げ 基礎控除　33万円 配偶者控除一般　33万円 〃　老人　38万円 配偶者特別控除（限度額）　33万円 扶養控除一般　33万円 特定扶養親族　41万円 老人　〃　38万円 ・配偶者控除又は扶養控除の適用対象者の所得限度額引上げ　38万円 （８年度適用） ・白色事業専従者控除額引上げ 配偶者 86万円　配偶者以外 50万円 （８年度適用） ・長期譲渡所得に係る税率等の改正 （８年度適用） ・給与所得控除額の引上げ （８年度適用）	・定率による特別減税 個人住民税所得割額15％相当額 （限度額２万円） ・均等割の税率引き上げ　(2,500円) ・長期譲渡所得に係る税率等の改正 （９年度適用） ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る税率の改正　(10年度適用) ・肉用牛売却による課税特例期限の延長　(13年度まで)
	法人		
固定資産税		・地価の下落に対応した臨時的な課税標準の特例措置の導入　（８年度まで） ・非課税等の整理合理化	・地価の下落に対応した緊急・臨時的な課税標準の特例措置の導入 ・非課税等の整理合理化
その他		・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・特別土地保有税 非課税等の整理合理化 ・軽自動車税 電気自動車に係る特例措置の廃止 ・地方消費税の創設に伴う、消費譲与税の廃止　（９年度４月適用）	・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・特別土地保有税 非課税等の整理合理化

平成９年度	平成１０年度
・適用課税所得金額 700万円を超える金額の所得割の税率改正（12%） （但し退職所得については、平成１０年１月１日以後に支払うべき退職手当に適用） ・土地の譲渡等に係る課税事業所得等の金額に適用される税率改正（9%） ・超短期所有土地の譲渡等に係る課税事業所得等の金額に適用される税率改正（12%） ・課税短期譲渡所得金額に適用される税率改正（9%） ・特別減税の廃止	・定額による特別減税 納税者 17,000円　扶養親族一人につき 8,500円 （住民税所得割の額を限度） ・均等割及び所得割の制限税率の廃止 ・土地譲渡益課税の見直し (1)平成10年１月１日から平成12年12月31日までの間に長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例 (2)平成10年１月１日から平成12年12月31日までの間の短期所有土地の譲渡については、分離課税を適用しない (3)超短期所有土地の譲渡等に係る分離課税は、平成９年12月31日までの譲渡をもって廃止する ・所得控除額の引上げ 特定扶養控除　43万円（11年度適用） 特別障害者控除　30万円（11年度適用） 同居特別障害者控除　56万円（11年度適用） ・均等割非課税限度額の引上げ 35万円×（１＋扶養数）＋18万円 （注）扶養者を有する場合のみ加算額有り ・所得割非課税限度額の引上げ 35万円×（１＋扶養数）＋30万円 （注）扶養者を有する場合のみ加算額有り
・評価替えに伴い、土地に係る税負担の調整措置（平成11年度まで） ・非課税等の整理合理化 ・固定資産評価審査委員会規定の改正	・税率に係る自治大臣への届出制度の廃止 ・固定資産課税台帳等の電磁的記録による備付け ・非課税であった資産が新たに課税されることとなった場合の通知規定の創設 ・下落修正通知に代わる公示制度の創設 （11年度分） ・用途変更宅地等に係る税負担の調整措置 （11年度分） ・非課税措置等の整理合理化
・都市計画税 固定資産税と同様の措置 ・たばこ税 千本につき　2,434円 旧三級品千本につき　1,155円 ・特別土地保有税 課税の特例規定の整備 ・軽自動車税 (1)大型特殊自動車の一部が小型特殊自動車に移行 (2)身体障害者等に対する減免範囲の拡大	・都市計画税 用途変更宅地等に係る税負担の調整措置 （11年度分） 非課税措置等の整理合理化 ・特別土地保有税 (1)市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えたものについて、課税対象から除外 (2)地価下落に対応した課税標準額の簡易な修正制度の創設 ・軽自動車税 身体障害者等に対する減免対象範囲の拡大 ・その他 秘密漏えいに関する罪の罰金額の引上げ （30万円） 納税管理人制度の改正

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		平成１１年度	平成１２年度
市民税	個人	・定率による税額控除（恒久的減税） 個人住民税所得割額の15%相当額 （限度額４万円） ・所得割最高税率の引下げ 700万円超え適用税率　10% ・所得控除額の引上げ 特定扶養控除　45万円 （12年度適用） ・所得割非課税限度額の引上げ 35万円×(1＋扶養数)＋31万円 (注)扶養者を有する場合のみ加算額有り ・土地譲渡益課税の見直し 平成11年１月１日から平成12年12月31日までの間に長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例 ・居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の創設 平成11年１月１日から平成12年12月31日までの間の一定の居住用財産の譲渡について適用	・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例期間の延長 （平成１８年度まで） ・均等割非課税限度額の引上げ 35万円×(1＋扶養数)＋19万円 (注)扶養者を有する場合のみ加算額有り ・所得割非課税限度額の引上げ 35万円×(1＋扶養数)＋32万円 (注)扶養者を有する場合のみ加算額有り ・医療費控除額の対象となる医療費の範囲の拡大 ・損害保険料控除の対象となる共済に係る契約の範囲の拡大 ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の創設
	法人		
固定資産税		・固定資産税の価格等に係る審査申出制度の改正 (1)審査申出期間の延長 (2)審査申出に係る合理化 (3)審査手続の整備 (4)その他所要の規定の整備 ・非課税措置等の整理合理化	・評価替えに伴い、土地に係る税負担調整措置を平成９年度評価替えに引き続き継続 ・非課税措置等の整理合理化
その他		・都市計画税 非課税措置等の整理合理化 ・特別土地保有税 徴収猶予制度の拡充 (1)認定要件等の緩和 (2)住宅・宅地供給に資する土地に係る特例措置の創設 (3)徴収猶予期間の延長措置の創設 ・たばこ税 千本につき　2,668円 旧３級品千本につき　1,266円 （平成11年5月1日以後の売渡等に適用） ・その他 延滞金等の割合の見直し	・都市計画税 固定資産税と同様の措置 非課税措置等の整理合理化 ・特別土地保有税 非課税措置等の整理合理化 ・軽自動車税 非課税範囲の拡大（日本赤十字社） ・その他 口座振替（申告納付・納入）に係る納期限の特例措置

平成１３年度	平成１４年度
・土地譲渡益課税の特例適用期間の延長 長期所有土地等を譲渡した場合の課税の特例（直近改正平成11年度＝譲渡益に対する税率一律４％）の平成16年度までの延長 ・優良住宅地造成等土地譲渡益課税の特例適用期間の延長 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例（譲渡益４千万円以下＝税率3.4%，４千万円超過＝税率4.0%）の平成16年度までの延長 ・商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例の創設 総合課税から分離課税への移行 ４％課税 平成14年度～16年度適用 ・長期所有上場株式等譲渡益課税の特別控除の創設 申告分離課税を選択した場合 譲渡所得額から 100万までを控除 平成14年度～16年度適用	・均等割非課税限度額の引上げ 35万円×(1＋扶養数)＋24万円 ・所得割非課税限度額の引上げ 35万円×(1＋扶養数)＋36万円 (注)所得割・均等割とも扶養者を有する場合のみ加算額有り ・土地等長期譲渡所得に係る段階税率の見直し 課税長期譲渡所得金額が8千万円を超える部分の6%を廃止し当該部分の税率を5.5 %に引下げ ・長期所有上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る特別控除の適用期間の延長(直近改正=平成13年度) 平成14年度～平成18年度適用（さらに２年延長） ・上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る税率の引下げ 税率 3.4%に引下げ 平成15年1月1日以後の譲渡に適用（恒久扱い） ・長期所有上場株式等を譲渡した場合の譲渡所得に係る税率の一定期間引下げ（前記税率引下げに対する追加措置） 平成15年1月1日～平成17年12月31日の譲渡に適用 適用税率２％ ・前記暫定税率適用期間中の公開株式に係る特例適用の停止 特例適用停止後の税率10% ・証券会社に特定口座を設ける投資家について住民税の申告を不要とする特例の創設 ・過去一定期間内に生じた上場株式等の譲渡に係る損失金額を一定限度内で繰越控除を行うことを可能とする制度創設 平成15年１月１日以後の譲渡で前年前３年間分対象 株式譲渡所得等の額を限度として控除
	・マンション建替組合に対する均等割の適用税率の設定
・被災住宅用地に係る特例の創設 平成12年１月２日以降の被災土地について引き続き住宅用地とみなす特例を被災後２年度分適用 ・非課税措置等の整理合理化	・情報開示に係る改正 (1)縦覧制度の改正 (2)課税台帳の閲覧制度の法定化 (3)課税台帳記載事項の証明制度の法定化 (4)課税台帳に価格等を登録した旨の公示制度の創設 (5)課税明細書の交付制度の法定化 (6)宅地の標準的な価格の閲覧制度の法定化 (7)固定資産の価格等の決定期限等の改正 (8)固定資産評価審査委員会への審査申出期間の改正 ・非課税措置等の整理合理化
・都市計画税 固定資産税と同様の措置	

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　　分		平成１５年度
市民税	個人	・配偶者控除対象者上乗せ適用部分の配偶者特別控除の廃止 ・所得割の納税義務者に係る配当割額または株式譲渡所得割額の控除及び控除の特例の創設 ・長期所有特定上場株式等の譲渡所得から100万円を控除する特例の廃止 ・長期所有上場株式等の譲渡所得等課税に係る暫定税率の特例を廃止し、新たに上場株式等の譲渡所得課税に優遇税率の特例を措置する改正 ・特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例対象に、特定口座における発行日分取引を加える改正 ・上場株式等取引特定口座に係る証券業者による取引報告書の提出義務の廃止 ・特定中小会社の特定株式を上場等の日以後に譲渡した場合の譲渡所得等の特例課税の要件とされている譲渡期間を、上場等の日以後３年に延長 ・商品先物取引の雑所得に係る課税の特例について、適用対象に有価証券先物取引等雑所得を加えた上、税率を引下げる改正 ・所得割納税義務者の前年前３年以内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失金額について、当該取引の雑所得等金額を限度に控除する特例の創設
	法人	・法人である政党または政治団体について、収益事業を行わない場合に限り均等割を非課税とする改正 ・中小企業者等に係る法人税割について、課税標準となる法人税額から試験研究費の一定割合を控除する改正
固定資産税		・地価下落認定土地について、修正基準による修正価格を課税標準とする改正 ・平成15年度評価替えに際し、宅地及び農地等土地に係る負担調整措置を現行と同様の負担水準に応じて継続する措置 ・著しい地価下落に対応した臨時的な税負担据え置き措置を変更する改正 ・市街化区域農地に対し負担調整措置を適用する制度の創設 ・負担調整措置を受ける土地の課税明細書に負担水準及び課税標準額を記載することとする制度の創設 ・大規模償却資産の課税定額に係る普通交付税額算出誤りの補正を行えることとする改正 ・非課税措置等の整理合理化
そ　の　他		・軽自動車税 申告書及び報告書を省令様式に統一する改正 ・たばこ税 千本につき 2,977円、旧３級品は千本につき 1,412円とする改正 （平成15年7月1日以後の売渡等に適用） 平成15年７月１日前売渡し分所持業者に対する手持品課税の実施 ・特別土地保有税 当分の間、新たな課税を停止する措置 免除土地審議に係る審議会及び審議会付議要件を廃止する改正 徴収猶予の継続及び納税義務の免除に係る特例措置の適用期間の延長 ・都市計画税 固定資産税と同様の措置 非課税措置等の整理合理化

平成１６年度
・均等割非課税限度額の引下げ 　35万円×(1＋扶養数)＋22万円 ・所得割非課税限度額の引下げ 　35万円×(1＋扶養数)＋35万円　　(注)所得割・均等割とも扶養者を有する場合のみ加算額有り ・均等割の納税義務を負う夫と生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の廃止 平成17年度から適用（経過措置：平成17年度は1,500円） ・均等割の標準税率の統一 人口段階別の税率を改め、3,000円に統一 ・公的年金等控除における65歳以上の者に対する控除額と最低保障額の見直し 平成18年度から適用 　定額控除100万円→50万円、最低保障額140万円→120万円 ・老年者控除の廃止　　平成18年度から適用 ・土地譲渡益課税の見直し等 (1)長期譲渡所得に係る100万円特別控除及び他の所得との損益通算の廃止、特例税率の引下げ (2)優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例税率の引下げ等 (3)短期譲渡所得の、特例税率の引下げ　　※(1)～(3) 平成17年度から適用 (4)短期譲渡所得が事業所得等に該当する場合の課税の特例の適用停止措置の期限を5年延長 ・居住用財産の譲渡損失の繰越控除　　平成17年度から適用 (1)特定居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除について、ローン残高を有する条件を 　除外し、適用期限を３年延長 (2)特定居住用財産の譲渡損失に係る繰越控除の特例を創設（譲渡の適用期間：H16年～H18年） ・金融証券税制の見直し等　平成17年度から適用 (1)公募株式投資信託の譲渡所得について、上場株式等を譲渡した場合の特例の優遇税率(3%) 　を適用する。　　平成17年度から適用 (2)非上場株式の譲渡益に対する税率の引下げ　　平成17年度から適用 (3)特定中小会社の特定株式の譲渡所得等の課税の特例について、譲渡期間要件等の緩和 　平成16年4月1日以後の譲渡から適用
・欠損金の繰越期間の延長（H13年4月以後に開始した事業年度に生じた欠損金から適用） ・更正、決定等の期間制限の延長（H16年4月以後に法定納期限が到来するものから適用） ・連結付加税廃止に伴い個別帰属法人税額の割り落し措置を廃止
・固定資産税及び都市計画税に係る条例減額制度の創設 ・固定資産税の制限税率の撤廃 ・家屋の附帯設備に係る課税関係の見直し ・新築住宅等に係る固定資産税額の減額措置の縮減及び延長 ・郵便局で取扱うことができる事務に固定資産税課税台帳記載事項に係る証明書交付事務を追加 ・非課税措置等の整理合理化
・たばこ税 　交付金制度の創設

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		平成１７年度
市民税	個人	・年齢65歳以上の者に係る非課税措置の廃止（18年度適用） 〔経過措置〕 （平成17年1月1日現在65歳以上の者で、前年の合計所得が125万円以下のものに適用） 18年度：住民税(均等割・所得割)の３分の２を減額 19年度：住民税(均等割・所得割)の３分の１を減額(20年度から全額課税) ・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用期間の延長（18年度→21年度） ・公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止（19年度適用） ・特定口座で管理されていた株式の無価値化によるみなし譲渡損の特例の創設 （17年４月１日以降に事実が発生する場合について適用） ・エンジェル税制の適用期限を２年延長（19年3月31日まで） ・住民税の定率減税の縮減（控除15%→7.5%、限度4万円→2万円、18年度適用） ・給与支払報告書の提出対象者の範囲拡大（19年度適用） 中途退職者分（支払金額30万円以下除く）についても提出を義務づける ・都道府県が特例として行う個人住民税の徴収・滞納処分の要件緩和 実施期間の上限：３か月→１年、地域単位要件：あり→なし、 対象要件：滞納繰越分のみ→現年滞納分も併せて実施可
	法人	・中小企業者等に対する人材投資（教育訓練）促進税制の創設 法人税割の課税標準である法人税額について、17年4月1日から20年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、教育訓練費に係る法人税額の控除後の額とする
固定資産税		・被災住宅用地に係る特例措置の充実 被災土地について、避難指示等が翌年度に及ぶときは、避難指示解除後３年度分に至るまで、みなし住宅用地特例が適用可能
その他		・特別土地保有税の徴収猶予制度の見直し 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期到来後、原則延長期間を最大で10年間に制限

平成１８年度
○均等割非課税限度額の引下げ〔18年度から適用〕 35万円×(1＋扶養数)＋21万円 ≪釧路市(生活保護基準:2級地1)=32万円×(1＋扶養数)＋19万円≫ ○所得割非課税限度額の引下げ〔18年度から適用〕 35万円×(1＋扶養数)＋32万円　(注)所得割・均等割とも扶養者を有する場合のみ加算額有り ○定率減税の廃止〔19年度以後適用〕 ○税源移譲による税率構造の改正〔19年度分以後適用,退職所得所得割=19年1月1日以後適用〕 市町村民税6%比例税率化（道府県民税4%住民税計10%,19年1月1日以後の所得税率引下げ) ○調整控除の創設〔19年度分以後適用〕 税源移譲による個人の負担増を調整するための所得税と個人住民税の人的控除の差に応じた税額控除の設定 ○住宅ローン控除に係る経過措置〔20年度から28年度まで適用〕 所得税における住宅ローン控除適用者である11年度から18年度までの居住者について、税源移譲により所得税の住宅ローン控除額が減少する場合に翌年度の個人住民税から減額する措置 ○申告分離課税等の税率割合の改正〔19年度分以後適用〕 土地の譲渡等に係る事業所得等、長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税・市町村民税の税率割合、配当控除及び配当割額または株式等譲渡所得割額控除における道府県民税・市町村民税の控除割合を改正 ○道府県民税徴収取扱費交付金基準を「納税義務者数」に変更〔19年度分以後適用〕 ○平均課税等の規定の廃止〔19年度以後適用〕 変動所得または臨時所得に係る平均課税及び山林所得の5分5乗規定の廃止 ○地震保険料控除の創設〔20年度以後適用〕 損害保険料控除を改組し、地震保険等の地震等による損害の部分の保険料または掛金の２分の１(25,000円限度)を総所得金額等から控除 ○配当割額または株式等譲渡所得割額控除に係る規定の整備〔19年度分以後適用〕 還付が発生した場合の均等割への充当や道府県民税と市町村民税間での充当を行う措置
○会社法制定による法人税法の改正に伴い「資本等の金額」に係る規定を整備 ○中小企業者の試験研究費に係る税額控除特例措置〔18年4月1日～20年3月31日の事業年度適用〕 試験研究費のうち比較試験研究費の額を上回る部分の一定割合を控除する措置が法人税において講じられたことを踏まえた所用の措置
○土地に係る18年度～20年度の各年度分の負担調整措置 ・18年度評価替えに伴い、宅地に係る課税標準の上限を維持するとともに負担水準の均衡化を促進する措置 ・用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等の課税に係る特例除外の継続 ・農地に対する従来の負担調整措置の継続 ・著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置の廃止 ○評価替え据置年度において地価指標からさらに下落傾向が見られる場合の、簡易な方法により価格修正を行うことができる特例措置〔19・20年度分適用〕 ○負担調整措置適用土地の課税明細書への前年度分課税標準額記載の義務化〔18年度以後適用〕 ○市町村長からの請求にもとづく政府による固定資産税納税義務者の所得税または法人税に係る申告書等の開示(閲覧・記録対応)〔18年度以後適用〕 ○耐震改修した既存住宅に係る特例減額規定の創設〔19年度分以後適用〕 ・18年1月1日～27年12月31日に改修した昭和57年1月1日以前建築で30万円以上を要した住宅 ・1戸120㎡を上限とし対象税額の2分の1を減額 ・改修完了年の翌年度の課税分から最大3年度分～最小1年度分を減額 ○課税標準の特例措置等の適用期限の延長並びに非課税措置等の整理合理化及び廃止
○軽自動車税の制限税率を標準税率の1.5倍(旧1.2倍)に引き上げ〔18年度以後適用〕 ○市たばこ税率の引き上げ〔18年7月1日以後の売渡し分適用〕 ・本則 1,000本につき3,064円(321円引上げ) ・附則 1,000本につき3,298円(321円引上げ)　※旧３級品は1,000本につき1,564円(152円引上げ) ・税率引上げに伴う手持品課税の実施〔18年7月1日時点の販売用手持品に適用〕 ○固定資産税の評価替えによる規定改正に伴う特別土地保有税の課税標準の特例の整備 ○都市計画税における固定資産税と同様の措置及び非課税措置等の整理合理化

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　　分		平成１９年度
市民税	個人	○法人課税信託を受託した個人を会社とみなし法人税割額を課する〔19年度以後適用〕　※当該個人に法人市民税の均等割は課さない ○上場株式等の譲渡所得等に対する特例措置の延長〔21年度まで〕 ・所得期間　19年12月31日まで→20年12月31日まで ○特定中小会社の特定株式の譲渡所得等の課税の特例措置の延長〔22年度まで〕 ・取得期間　19年3月31日まで→21年3月31日まで ○条約適用配当等に対する特例措置の延長〔22年度まで〕 ・所得期間　20年3月31日まで→21年3月31日まで ○条約相手国の社会保障制度に対して支払った保険料分を控除する〔20年度以後適用〕
	法人	○法人課税信託の受託法人の当該信託資産等に対し固有資産とは別に法人税割を課する〔19年度以後適用〕　※均等割においては別個の課税を行わない
固定資産税		○住宅のバリアフリー改修に係る減額措置の創設に伴いその適用に係る申告を規定〔20～23年度適用〕 ・対象家屋　19年1月1日現在所在，居住部分100㎡以内，高齢者等居住 ・改修期間　19年4月1日～22年3月31日 ・改修条件　居住の安全･介護の容易化に資するもの，工事費30万円以内 ・減額措置　改修翌年の賦課期日に係る年度分の家屋分税額の1/3 ・申告義務　市に対し改修後３か月以内 ○鉄軌道用地の次の評価替えまでの年度分の課税標準を沿接土地または付近の土地の価格に批準する価格とする〔19・20年度適用〕
そ　の　他		○市たばこ税の附則に規定する製造たばこの特例税率を本則の税率とする〔19度以後適用〕

平成２０年度
○住宅借入金等特別税額控除の期限後申告に例外規定を設ける〔20年度以後適用〕 ・例外規定　納税通知書が送達された後でもやむを得ない事情があるとき ○特定中小会社の発行株式に係る譲渡所得等の課税特例を廃止〔21年度以後適用〕 ・廃止特例　株式譲渡益を1/2に圧縮する措置（H21.3.31までの取得分） ○寄附金控除の控除方式の変更及び適用限度額の拡大を行うとともに地方公共団体に対する寄附に特別控除額を設ける〔21年度以後適用〕 ［基本要件］ ・控除方式　所得控除→税額控除 ・控除率　　住民税10％効果→市民税6％＋道民税4％ ・控除対象　総所得額25%まで→同30%まで ・適用下限　10万円→5千円 ・適用時期　H20.1.1以後の寄附 《対地方公共団体寄附の特別控除》 ⇒基礎控除額超過分につき一定限度まで所得税控除と合わせ全額控除 ○上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率並びに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算等についての見直し〔22・23年度分適用〕 ・譲渡所得等の課税の特例の廃止 ・上記特例廃止に伴う経過措置としての税率の特例の創設 ・配当所得の申告分離選択課税制度の創設 ・上記申告分離選択課税の創設に伴う特例税率の措置 ・譲渡損を配当所得額から控除する通算特例の創設 ・源泉徴収選択口座内配当等に係る特例の創設 ○公的年金からの特別徴収制度を設ける〔21年度以後適用〕 ・対象所得者　65歳以上の老齢基礎年金等受給者（年額18万円以上の者） ・特徴義務者　社会保険庁・地方公務員共済組合・国家公務員共済組合連合会他 ・対象税額　　均等割額・所得割額 ・徴収方法　　前半期仮徴収＋後半期精算本徴収 ○公益法人等が財産の寄附を受けた後に寄附財産に係る非課税承認を取消された場合の課税の特例措置〔21年度以後適用〕 ○飼育用肉用牛の売却に係る課税の特例についてその免除対象頭数に上限を設定し適用期限を延長〔24年度まで適用〕 ・免除対象頭数　売却全頭→年間2,000頭以内
○公益法人制度改革に伴う公益法人課税に係る所要の整備〔20年度以後適用〕 ・公益社団・財団法人、一般社団・財団法人→均等割最低税率適用(6万円) ・収益事業を行わない公益社団・財団法人→非課税 （博物館の設置又は学術研究目的限定） ○公益法人制度改革に併せた均等割課税に係る所要の整備〔20年度以後適用〕 ・人格のない社団等・公益法人等→均等割最低税率適用(6万円) ・収益事業を行わない人格のない社団等→非課税
○地方税法における既存住宅の省エネルギー改修に係る特例減額措置創設に伴う申告に関する規定の整備〔21年度以後適用〕 ・申告期間　改修完了後3か月以内 ・申告事項　(1)納税義務者の住所・氏名または名称 (2)家屋の所在・番号・種類・構造・床面積・居住用部分床面積 (3)家屋の建築年月日・登記年月日 (4)工事完了年月日・工事費用 ○公益法人制度改革に伴う現行の民法第34条法人から移行する法人等に係る特例の適用を受けようとする者がすべき申告の規定の整備〔21年度から25年度まで適用〕 ・対象法人　(1)公益社団法人・公益財団法人 (2)みなし公益社団法人・みなし公益財団法人 (3)移行一般社団法人・移行一般財団法人 ・移行期間　H20.12.1～H25.11.30（上記(2)(3)→期間適用） ・申告事項　非課税適用申告と同様

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　　分		平成２１年度
市民税	個人	○公的年金等の特別徴収に係る取扱いの一部変更〔21年度以後適用〕 ・特別徴収適用除外対象者に市長が特に必要と認める者を追加 ・その他の所得割額分を年金特徴から普通徴収に変更 ○所得税控除残余額に係る住宅借入金特別控除の創設〔22年度から35年度まで適用〕※税源移譲に係る経過措置との一本化 ・対象者　H11～18年及びH21～25年の間の入居者 ・控除額　［前年分所得税住宅借入金等特別税額控除額－前年分所得税額］×3/5（58,500円限度） ・申告手続　不要（給与支払報告書記載事項の改正） ○土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設〔28年度以後適用〕 ・対象　個人がH21･22年の2年間に取得した土地 ・所有条件　譲渡年の1月1日現在において所有期間5年超過のもの ・特別控除　譲渡所得から上限1,000万円を控除 ○優良住宅地の造成等のための土地等譲渡に係る長期譲渡所得の課税の特例の延長等〔22年度から26年度まで適用〕 ・適用期間［現]H16.1.1～H20.12.31迄→[新]H25.12.31迄の譲渡（5年延長） ○特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象に特定保有株式を追加〔22年度以後適用〕 ・追加対象　H21.1.4現在特定管理株式で翌日5日特定管理口座払出分 ○先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に一定の有価証券の譲渡による譲渡所得等の追加〔23年度以後適用〕 ・追加対象　H22.1.1以後に行う新型金融商品である有価証券（カバードワラント）の譲渡及び差金等決済に係る所得 ○上場株式等の源泉徴収選択口座内配当及び譲渡益等に係る課税の特例の廃止期限の延長及び所得区分の廃止〔22年度から24年度まで適用〕 ・適用期間［現]H21.1.1～H22.12.31迄→[新]H23.12.31迄の配当･譲渡益 ・特例内容《現行》配当所得;100万円以下=1.8%,100万円超過=18千円+超過分の3%、譲渡所得;500万円以下=1.8%,500万円超過=90千円+超過分の3% 《改正》配当所得・譲渡所得;所得区分を廃止し全額1.8% ○特例期間中の源泉徴収選択口座内配当の総合課税に係る申告書への記載事項規定の廃止〔23年度以後適用〕
	法　人	
固定資産税		○公益法人制度改革に係る非課税対象法人の拡大に伴う非課税申告規定中への当該法人等の追加〔21年度以後適用〕 ・追加法人　非営利型一般社団（財団）法人、社会福祉法人等で看護師･准看護師、助産師等の養成所を有するもの ○新たに非課税対象となった社会医療法人が行う非課税申告に係る規定の創設〔21年度以後適用〕 ○非課税適用対象外となった場合の申告義務対象に社会医療法人に係る固定資産を追加〔21年度以後適用〕 ○評価替え対象年度分の特例に関する用語の意義規定における時点の改正〔21年度から23年度まで適用〕 ○宅地等に係る課税標準額上限の維持及び負担水準の均衡化促進措置の継続〔21年度から23年度まで適用〕 ○用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等の課税に係る特例除外の継続〔21年度から23年度まで適用〕 ○農地に対する従来の負担調整措置の継続〔21年度から23年度まで適用〕 ○認定長期優良住宅に係る減額規定の適用を受けようとする者が行う手続規定の創設〔22年度から26(28)年度まで適用〕 ○据置年度における地価下落を対象とした価格修正に係る特別措置の継続〔22・23年度適用〕
そ　の　他		○特別土地保有税につき固定資産税の評価替による規定改正に伴う課税標準の特例を整備〔21年度から23年度まで適用〕

平成２２年度	平成２３年度
○扶養控除の改正〔24年度以後適用〕 ・年少扶養親族(16歳未満)に係る扶養控除の廃止 ・特定扶養親族のうち16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分(12万円)廃止 ・同居特別障害者加算(23万円)の改組 ○生命保険料控除の改組〔25年度以後適用〕 ・介護医療保険料控除を新設し、一般生命保険,個人年金保険の各控除限度額を2.8万円に改組(合計適用限度額:7万円) ○65歳未満の者の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法の見直し〔22年度以後適用〕 ・給与所得とその他所得（年金所得含む）を有する者の徴収方法 [現]《H21年度》・給与所得分/その他所得分;原則、給与からの特別徴収 ・年金所得分;普通徴収 [新]《H22年度～》・年金所得分含め、原則、給与からの特別徴収 ○給与の支払を受ける者等で所得税法により扶養控除等申告書等を提出するものにつき住民税扶養親族申告書の提出規定を創設 [現]給与所得者･年金受給者;所得税扶養控除等申告書で扶養情報を提出 →H23.1より所得税年少扶養廃止➪所得税法上は年少扶養情報を収集せず [新]給与所得者･年金受給者;住民税扶養親族申告書により住民税扶養親族情報を提出 ○非課税口座内少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る非課税措置創設に伴う所得計算の特例規定の創設〔25年度から36年度まで適用〕	○寄附金税額控除の適用下限額の引下げ〔24年度以後適用〕 ・適用下限額　[現]5千円→[新]2千円 ○飼育肉用牛売却に係る課税特例について、免除頭数の上限を引き下げたうえ適用期限を延長〔25年度以後適用〕 ・免除対象頭数　[現]年間2,000頭以内→[新]年間1,500頭以内 ・適用期間　[現]24年度迄→[新]27年度迄 ○上場株式等の源泉徴収選択口座内配当及び譲渡益等に係る課税の特例の廃止期限の延長〔22年度から26年度まで適用〕 ・適用期間 [現]H21.1.1～H23.12.31迄→[新]H25.12.31迄の配当･譲渡益 ○非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例規定の施行日を延長〔27年度から38年度まで適用〕 ・施行日(適用期間)　[現]H25.1.1(25～36年度）→[新]H27.1.1(27～38年度) 【東日本大震災への対応】 ○雑損控除の特例 ・住宅、家財等に係る損失の雑損控除について23年度での適用を可能とする ・繰越可能期間を5年とする（現行3年） ○住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失等しても平成25年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする特例
	○既存の罰金・過料の上限額の引上げとたばこ税等に係る申告書不提出に関する過料規定創設 ・既存の過料の上限額　[現]3万円以下→[新]10万円以下 ・過料規定の創設　たばこ税に係る不申告等:10万円以下の過料 ・罰金の上限額の引上げ　[現]3万円以下→[新]30万円以下 【東日本大震災への対応】 ○被災代替軽自動車に係る軽自動車税の非課税 ・大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車(被災代替自動車)に係る23年度～25年度までの各年度分の軽自動車税を非課税とする特例
○市たばこ税率の引き上げ〔22年10月1日以後の売渡し分適用〕 ・本則1,000本につき4,618円（1,320円引上げ） ・本則1,000本につき2,190円（　626円引上げ） ・税率引上げに伴う手持品課税の実施〔22年10月1日時点の販売用手持品に適用〕 ◉　軽自動車税の身体障害者等に対する減免対象範囲の拡大（身体障害者福祉法施行令の一部改正等に伴う市税条例施行規則の改正）	

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>平成２４年度</th><th>平成２５年度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">市民税</td><td>個人</td><td>○年金所得者による寡婦（寡夫）控除の申告を不要とする〔26年度以後適用〕
○退職所得の10％税額控除を廃止〔25年度以後適用〕
○個人の道府県民税及び市町村民税の均等割の標準税率にそれぞれ500円を加算する〔26年度から35年度まで適用〕
・均等割税率　［現］3,000円→［新］3,500円
【東日本大震災への対応】
○大震災により滅失した住宅の再取得の際、所得税における特例措置を受けた場合には住宅ローン控除の対象とする特例
○大震災により滅失した住宅の敷地の譲渡に係る長期譲渡所得の課税の特例については、その譲渡期限を7年に延長する（現行3年）</td><td rowspan="4">○ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率を乗じて得た率を加算する
○住宅借入金等特別控除の適用期限をH29.12.31まで延長。消費税8%となった場合は、控除限度額を136,500円に拡充（東日本大震災の被災者に関しては、消費税8%の有無にかかわらず拡充）（H27.1.1施行）
○耐震改修を行った住宅に係る減額措置の改正に伴い、改正前の当該措置の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定について所要の経過措置を設けた
○個人市民税の寄附金税額控除の対象に、所得税の寄附金控除の対象になっている寄附金のうち、市内に事業所または事業所を有する法人への寄附金を加えるものとした（H26.4.1施行）
○公的年金からの特別徴収制度について、年間を通じた特別徴収額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額(年税額）の2分の1に相当する額とする（H28.10.1施行）
○公社債等の利子および譲渡損益について、上場株式の配当および譲渡損益と同じ課税方式とする（H29.1.1施行）
○個人の道府県民税及び市町村民税の均等割の標準税率にそれぞれ500円を加算し、3,500円とする〔26年度から35年度まで適用〕

【東日本大震災への対応】
○大震災により滅失した居住用財産の譲渡期限は7年とされていたが、所有者が死亡した場合には、同居していた相続人に同様の特例を適用する（H26.1.1施行）
○大震災に係る住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を4年延長するとともに、平成26年4月から平成29年12月までに居住の用に供した場合の控除限度額を拡充した（H27.1.1施行）</td></tr>
<tr><td>法人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">固定資産税</td><td rowspan="2">○新たに非課税対象となった図書館、博物館、幼稚園の設置主体が行う非課税申告に係る規定の創設〔24年度以後適用〕
・新たに対象となる設置主体
図書館：公益社団・財団法人
博物館：公益社団・財団法人、宗教法人
幼稚園：学校法人、社会福祉法人、公益社団・財団法人、宗教法人
○土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置等〔24年度から26年度まで適用〕
・宅地等に対する現行の負担調整措置の継続
・住宅用地に係る課税標準の特例措置について経過措置を講じた上で26年度に廃止
・用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等の課税に係る特例除外の継続
・農地に対する負担調整措置の継続
○据置年度における地価下落を対象とした価格修正に係る特別措置の継続〔25・26年度適用〕
○「わがまち特例」の導入により市条例で定めることとなった下水道除害施設の固定資産税の課税標準に係る特例割合を４分の３とする</td><td></td></tr>
<tr><td>○独立行政法人森林総合研究所が行う土地改良事業の完了に伴い、仮換地に係る納税義務者の特例（使用者課税）を廃止
○特定貨物輸入拠点港湾において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置を設けた</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>○特別土地保有税につき固定資産税の評価替による規定改正に伴う課税標準の特例を整備〔24年度から26年度まで適用〕
○道分から市分への税率移譲に伴う市たばこ税率の引き上げ〔25年4月1日以後の売渡し分から適用〕
・標準分1,000本につき5,262円（644円増）
・旧3級品分1,000本につき2,495円（305円増）</td><td>○市税の延滞金利率を改正した（H26.1.1施行）
○延滞金・還付加算金に係る特例基準割合の定義を変更（商業手形の基準割引率⇒銀行の新規の短期貸出約定金利の合計を12で除した割合とし、前年の12月15日までの財務大臣が告示する割合へ変更）（H26.1.1施行）</td></tr>
</table>

平成２６年度	平成２７年度
○肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を平成30年度まで3年間延長する ○優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を平成29年度まで3年間延長した ○個人の道府県民税及び市町村民税の均等割の標準税率にそれぞれ500円を加算し、3,500円とする〔26年度から35年度まで適用〕	○所得税法における国外転出時の譲渡所得等の特例の創設に伴い、個人の市民税の所得割の課税標準の算定については、当該特例の例によらないものとした（H28.1.1施行） ○住宅借入金等特別税額控除の適用期限を平成31年6月30日まで1年6か月延長した ○ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合、当分の間、個人の市民税に関する申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けることができるものとした〔28年度以後適用〕 ○個人の道府県民税及び市町村民税の均等割の標準税率にそれぞれ500円を加算し、3,500円とする〔26年度から35年度まで適用〕
【法人市民税法人税割の税率の改正】 ○消費税率8%段階において、法人市民税法人税割の税率を現行の14.7%から12.1%に引き下げ（法人市民税税率引き下げ分相当は、地方法人税（国税）を創設し、地方交付税の原資化）（H26.10.1施行）	○均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、次の措置を講じた〔28年4月1日以後に開始する事業年度から適用〕 ・資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算すること ・資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とすること
○耐震改修が行われた一定の既存建築物に係る税額の減額措置が創設されたことに伴い、その申告に関する規定を設けた ○公益法人制度改革により、特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人に移行した法人が設置する施設でそれまで非課税とされていたものについて、平成25年度分まで非課税とする措置が移行期限の到来により廃止されたことに伴い、その申告に関する規定を設けた ○地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の導入により、市町村の条例で定めることとなった次の施設等の課税標準額の特例について、市が定める課税標準額の特例割合をそれぞれ次のとおり定めた ①汚水又は廃液の処理施設　3分の1 ②指定物質の排出抑制施設　2分の1 ③特定有害物質の排出抑制施設　2分の1 ④地下街等の浸水防止用施設　3分の2 ⑤ノンフロン冷蔵機器等　4分の3	○「わがまち特例」の導入により市条例で定めることとなった管理協定が締結された津波避難施設等の固定資産税の課税標準に係る特例割合を2分の1とした ○「わがまち特例」の導入により市条例で定めることとなった新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅の固定資産税額の減額割合を3分の2とした ○土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置等〔27年度から29年度まで適用〕 ・宅地等に対する現行の負担調整措置の継続 ・用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等の課税に係る特例除外の継続 ・農地に対する負担調整措置の継続 ○据置年度における地価下落を対象とした価格修正に係る特別措置の継続〔28・29年度適用〕
【軽自動車税の見直し】 ○原動機付自転車、2輪の軽自動車及び2輪の小型自動車の税率を現行の1.5倍（最低2,000円）に、3輪及び4輪以上の軽自動車並びに小型特殊自動車税率を自家用自動車は現行の1.5倍に、その他の車両は現行の1.25倍に引き上げる（H27.4.1施行） ○最初の新規検査から13年を経過した3輪以上の軽自動車について、改正後の税率の概ね20%の重課税とする（H28.4.1施行） 【入湯税の税率改定】（H27.4.1施行） ○平成27年度から平成36年度までの10年間、一般の宿泊客1人1泊についての入湯税の税率を現行の150円から250円に引き上げることとする ○上記の税率引き上げに合わせ、国際観光ホテル整備法に基づくホテル・旅館以外の宿泊施設における入湯客については、一般の宿泊客1人1泊につき150円に軽減することとする	○軽自動車税について、平成27年度分から適用することとしていた原動機付自転車、2輪車、小型特殊自動車等に係る税率の引上げを１年延期し、平成28年度分から適用することとした ○軽自動車税について、平成27年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車でエネルギー消費効率等に関する一定の基準を満たすものについて、平成28年度分の税率を軽減する特例措置を講じた ○市たばこ税について、紙巻たばこ3級品に係る税率の特例（1,000本につき2,495円）を廃止するとともに、税率に関し次の経過措置を講じた（H28.4.1施行） ・H28.4.1～H29.3.31：1,000本につき2,925円 ・H29.4.1～H30.3.31：1,000本につき3,355円 ・H30.4.1～H31.3.31：1,000本につき4,000円 ○市たばこ税について、税率の特例の廃止日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のために所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対し、手持品課税を行うこととした ○特別土地保有税について、固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る負担均衡化促進のための調整措置を継続〔27年度から29年度まで適用〕 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税及び入湯税の各種税目に係る申請手続等において申請書等に記載すべき事項等に、個人番号、法人番号等を加えた（H28.1.1施行）

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		平成２８年度
市民税	個人	○修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る個人の市民税の所得割又は法人の市民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとした（H29.1.1施行）〔個人の市民税及び法人の市民税に適用〕 ○所得割の納税義務者が前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が1万2千円を超える場合において、前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行っているときには、その超える部分の金額（8万8千円を限度とする。）を総所得金額等から控除する医療費控除の特例を設けた（H30.1.1施行）〔30年度から34年度まで適用〕 ○外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正等に伴い、日本国居住者が台湾に所在する金融機関等を通じて国内において支払を受ける利子等及び配当等に係る課税の特例を導入した（H29.1.1施行） ○住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を平成33年12月31日まで2年6か月延長した
	法人	○地方法人税（国税）の税率の引上げに伴い、法人税割の税率を現行の12.1%から8.4%に引き下げることとした（H31.10.1施行）
固定資産税		○独立行政法人労働者健康安全機構が一定の業務の用に供する固定資産に係る非課税措置の申告に関する規定の改正を行った（H28.4.1施行） ○外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る減額措置の対象となる改修工事に要した費用の要件の変更に伴い、その申告に関する規定の改正を行った（H28.4.1施行） ○農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した一定の農地について、課税標準の特例措置を設けた（H28.4.1施行） ○地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例）の導入により市条例で定めることとなった次の償却資産又は設備に係る固定資産税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を次のとおり定めた ①津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき、新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産　2分の1 ②太陽光発電設備のうち電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備の対象外である設備及び風力発電設備　3分の2 ③水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備　2分の1 ④都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産　5分の4
その他		○軽自動車税について、平成28年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車でエネルギー消費効率等に関する一定の基準を満たすものについて、平成29年度分の税率を軽減する特例措置を講じた ○軽自動車税について、環境性能割を創設するとともに、現行の軽自動車税を種別割とすることとした（H31.10.1施行）〔環境性能割は、平成31年10月1日以後に取得した軽自動車に適用。種別割は、平成32年度以降の年度分の種別割に適用。〕 ○都市計画税について、「わがまち特例」の導入により市条例で定めることとなった都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る都市計画税の課税標準に係る特例割合を5分の4とした

平成２９年度
○上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化した（H29.4.1施行） ○肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を平成33年度まで延長した ○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成32年度まで延長した ○配偶者控除の見直しに係る控除対象配偶者の変更に伴う規定の整備をした（H31.1.1施行）
○震災等により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして取得され、又は改良された償却資産について、課税標準の特例措置を設けた（H29.4.1施行） ○居住用超高層建築物の各区分所有者ごとの固定資産税の税額を算出する際に用いる専有床面積について、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向等を勘案して補正する措置を講ずることに伴い、当該補正の方法と異なる区分所有者全員が協議して定めた補正の方法の申出に関する規定を設けた（H29.4.1施行） ○震災等により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に係る固定資産税額を当該土地に係る納税義務者全員の合意により定めた割合により按分する措置について、当該震災等に係る被災市街地復興推進地域として定められたときは、その適用期間を被災後２年度分から４年度分に拡充することに伴い、その申出に関する規定について所要の改正を行った（H29.4.1施行） ○震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地を住宅用地とみなす措置について、当該震災等に係る被災市街地復興推進地域として定められたときは、その適用期間を被災後２年度分から４年度分に拡充することに伴い、その申告に関する規定について所要の改正を行った（H29.4.1施行） ○次に掲げる住宅に係る減額措置の創設に伴い、その申告に関する規定を設けた（H29.4.1施行） ①耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったもの ②外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったもの ○児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が5人以下のもの）の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を2分の1とした ○一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を2分の1とした
○軽自動車税について、平成29年度及び平成30年度に初回車両番号指定を受けた3輪以上の軽自動車でエネルギー消費効率等に関する一定の基準を満たすものについて、当該車両番号指定の翌年度分の税率を軽減する特例措置を講じた ○減税対象車に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用すること等の措置を講じた（H29.4.1施行）

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		平成３０年度
市民税	個人	○平成３３年度以後の各年度分の個人の市民税について次の措置を講ずることとした。（H33.1.1施行） ・非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を１３５万円以下とすること。 ・総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、３２万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に１９万円を加算した金額）以下である者については、均等割を課さないこととすること。 ・総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、３５万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に３２万円を加算した金額）以下である者については、所得割を課さないこととすること。 ・前年の合計所得金額が２，５００万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除及び調整控除の適用はできないこととすること。 ○公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとした。(H31.1.1施行)〔31年度から適用〕
	法人	○内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講じた。（H30.4.1施行） ○修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の市民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、納期限の延長の場合の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとした。（H30.4.1施行） ○資本金１億円超の内国法人等に対し、納税申告書及び添付書類の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとした。（H32.4.1施行）
固定資産税		○高齢者、障害者等の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした一定の改修工事が行われた既存建築物に係る減額措置の創設に伴い、その申告に関する規定を設けた。（H30.4.1施行） ○平成３０年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の税額について、現行の負担均衡化促進のための調整措置を継続した。（H30.4.1施行） ○中小事業者等が生産性向上のために取得をした一定の償却資産等に係る固定資産税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を零（０）とした。 ○平成３０年度の固定資産税の評価替えに伴い、地価下落を対象とした価格修正に係る特例措置を平成３１年度及び平成３２年度において継続することとした。
その他		○次の①から③までに掲げる期間における税率を当該①から③までに掲げる税率とする措置を講ずること。 ①　平成30年10月1日から平成32年9月30日まで　1,000本につき5,692円 ②　平成32年10月1日から平成33年9月30日まで　1,000本につき6,122円 ③　平成33年10月1日以後　1,000本につき6,552円 ○加熱式たばこの課税方式について、次の措置を講ずること。 ①　製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を設けること。(H30.10.1施行) ②　加熱式たばこに係る一定の喫煙用具を加熱式たばことみなして釧路市税条例の規定を適用すること。(H30.10.1施行) ③　加熱式たばこの課税標準を次のア及びイのとおり換算した紙巻たばこの本数の合計数とすること。(H30.10.1施行) ア　加熱式たばこ０．４グラムを紙巻たばこ０．５本に換算 イ　加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこ１本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこ０．５本に換算 ④　③の換算方法は、平成34年度までの間に５回に分けて段階的に導入することとすること。 ○税率の引上げ日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のために所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこと。 ○紙巻たばこ３級品に係る税率の経過措置を平成３１年９月３０日まで延長すること。 ○特別土地保有税について、平成３０年度の固定資産税の評価替えに伴い、平成３０年度から平成３２年度までの各年度分の税額に関し、現行の負担均衡化促進のための調整措置を継続すること。

令和元年度
○住宅借入金等特別税額控除について、次の措置を講じた。（H31.4.1施行） ・その適用を令和１５年度分の個人の市民税まで延長した。 ・住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送達される時までに提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とした。 ○都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、特例控除額の控除対象となる寄附金を一定の基準に適合する都道府県等として総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）とするとともに、寄附金税額控除に係る申告の特例について、適用対象を特例控除対象寄附金とする等の所要の措置を講じた。〔R2年度から適用〕 ○前年において支払を受けた給与で年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者が個人の市民税に関する申告書を提出するときは、その記載事項の一部を一定の記載によることができることとした。（R2.1.1施行）〔R2年度から適用〕 ○子どもの貧困に対応するため、次の措置を講じた。（R2.1.1施行）〔R2年度から適用〕 ・令和３年度以後の各年度分の個人の市民税について、単身児童扶養者（児童扶養手当の支給を受けている父又は母のうち、婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者をいう。以下同じ。）（当該単身児童扶養者の前年の合計所得金額が１３５万円を超える場合を除く。）を非課税措置の対象に加えること。 ・個人の市民税に係る扶養親族申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合には、当該申告書にその旨を記載することとすること。
○法人の市民税に係る納税申告書及び添付書類について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けられた資本金１億円超の内国法人等が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、事務所又は事業所所在地の市長の承認を受けたときは、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用しないで納税申告書等を提出することができることとする等の所要の措置を講じた。（H31.4.1施行）〔R2年度から適用〕
○河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が平成３１年４月１日から令和４年３月３１日までの間に当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税の減額措置の創設に伴い、その申告に関する規定を設けた。（H31.4.1施行）〔H31年度から適用〕
○軽自動車税について、３輪以上の軽自動車で排出ガス性能等に関する一定の基準を満たすものについて、当該軽自動車の取得が令和元年１０月１日から令和２年９月３０日までの間に行われたときに限り、環境性能割を非課税とし、又は環境性能割の税率を軽減する特例措置を講じた。（R1.10.1施行） ○減税対象車に係る環境性能割又は種別割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る３輪以上の軽自動車の取得者又は所有者とみなして、環境性能割又は種別割に関する規定を適用すること等の措置を講じた。（R1.10.1施行） ○環境性能割を非課税とする日本赤十字社が所有する軽自動車について、自動車税の環境性能割が非課税となる自動車に相当するものとするとともに、環境性能割の非課税及び減免に係る手続等について、自動車税の環境性能割の例によることとした。（R1.10.1施行） ○令和元年度及び令和２年度に初回車両番号指定を受けた３輪以上の軽自動車で排出ガス性能等に関する一定の基準を満たすものについて、当該車両番号指定の翌年度分の種別割の税率を軽減する特例措置を講じた。（R1.10.1施行） ○電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車のうち、自家用の３輪以上の軽自動車であって乗用のものが令和３年度及び令和４年度に初回車両番号指定を受けた場合には、当該車両番号指定の翌年度分の種別割の税率を軽減する特例措置を講じた。（R3.4.1施行） ○令和元年６月１日から令和３年３月３１日までの間に特定所有者不明土地について土地使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産について、課税標準の特例措置を設けたこと。（H31.4.1施行）〔H31年度から適用〕

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		Ｒ２年度
市民税	個人	○扶養親族等申告書について、給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする。（R2.4.1施行） ○肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和６年度まで延長。（R2.4.1施行） ○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を令和５年度まで延長。（R2.4.1施行） ○令和３年度以後の各年度分の個人の市民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親（現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち、子を有すること等の一定の要件を満たすものをいう。）で前年の合計所得金額が１３５万円以下であるものを対象に加えた。（R3.1.1施行） ○個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から１００万円（当該長期譲渡所得の金額が１００万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除する。（R3.1.1施行）
	法人	
固定資産税		○相当な努力が払われたと認められる方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ通知した上、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができることとした。（R2.4.1施行） ○土地又は家屋について、現所有者（登記簿又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者をいう。）に、現所有者であることを知った日の翌日から３か月を経過した日までに、住所、氏名その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることとしたほか、当該申告に係る所要の罰則を設けた。（R2.4.1施行） ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する水力発電設備のうち一定規模以上のものに係る固定資産税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を４分の３とした。（R2.4.1施行）
その他		○市たばこ税について、卸売販売業者等が輸出、輸出の目的で行う輸出業者に対する売渡し又は本邦と外国との間を往来する本邦の船舶若しくは航空機に船用品若しくは機用品として積み込むための売渡しをする場合の課税免除の要件を緩和。（R2.4.1施行） ○市たばこ税について、令和２年１０月１日から令和３年９月３０日までの間において、１本当たりの重量が０．７グラム未満の葉巻たばこについては、当該葉巻たばこ１本を紙巻たばこ０．７本に換算して課税する。（R2.10.1施行） ○令和３年１０月１日以後において、１本当たりの重量が１グラム未満の葉巻たばこについては、当該葉巻たばこ１本を紙巻たばこ１本に換算して課税する。（R3.10.1施行） ○法人市民税の納期限の延長の適用を受けた場合における令和３年以後の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合に年０．５パーセントの割合を加算した割合（上限年７．３パーセント）とする。（R3.1.1施行） ○新型コロナウイルス感染症関係 ・個人の市民税の寄附金税額控除について、所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症特例法に規定する指定行事（市長が指定するものに限る。）の中止等により生じた当該指定行事の入場料金その他の対価の払戻しを請求する権利を放棄した場合には、当該納税義務者がその対価に相当する額（上限２０万円）の寄附金を支出したものとみなして、市民税に関する規定を適用する。（R3.1.1施行） ・個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、その適用期限を令和１６年度分の個人の市民税まで延長する。（R3.1.1施行） ・中小事業者等が所有する一定の事業用家屋等に対して課する令和３年度分の固定資産税及び都市計画税について、新型コロナウイルス感染症の影響により当該中小企業者等の収入が前年に比して一定割合以上減少したと認められる場合、その減少の割合に応じ、課税標準額を零又は２分の１とする。（R2.6.23施行） ・中小事業者等が令和２年４月３０日から令和３年３月３１日までの間に取得した生産性向上特別措置法に規定する先端設備等に該当する一定の家屋等について、当初課税年度から３か年分の固定資産税の課税標準額を零とする。（R2.6.23施行） ・令和元年１０月１日から令和２年９月３０日までの間に取得した自家用の３輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和３年３月３１日まで延長。（R2.6.23施行） ・新型コロナウイルス感染症の影響により納税することが困難である納税者等に係る徴収猶予の特例の創設。（R2.6.23施行）

令和３年度
○寄附金税額控除の対象から、独立行政法人等に対する寄附金であって出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除外した。（R4.１.1施行）〔R3.4.1以降の寄附金に適用〕 ○給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書について、一定の要件を満たす場合には、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとする等の措置を講じた。（R3.4.1施行） ○住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、適用期限を令和１７年度分の個人の市民税まで延長する等の措置を講じた。（R3.4.1施行） ○所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族の対象から、３０歳以上６９歳以下の国外居住者（一部を除く。）を除外することとすること。（R6.1.1施行） ○特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和９年度分の個人の市民税まで延長すること。（R4.1.1施行）
○令和３年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の税額について、現行の負担均衡化促進のための調整措置を継続した。（R3.4.1施行） ○上記の措置に加え、令和３年度に限り、課税標準額が増加する土地について、令和２年度の課税標準額に据え置くこととした。（R3.4.1施行） ○令和３年度の固定資産税の評価替えに伴い、地価下落を対象とした価格修正に係る特例措置を令和４年度及び令和５年度において継続すること。
【軽自動車税】 ○令和元年１０月１日から令和３年３月３１日までの間に取得した自家用の３輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を令和３年１２月３１日まで延長した。（R3.4.1施行） ○令和３年度及び令和４年度に初回車両番号指定を受けた３輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に種別割の税率を軽減することとした。（R3.4.1施行） 【特別土地保有税】 ○令和３年度の固定資産税の評価替えに伴い、令和３年度から令和５年度までの各年度分の税額について、現行の負担均衡化促進のための調整措置を継続すること。

昭和25年度以降の地方税制の推移（続）

区　分		令和４年度
市民税	個人	○上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等の所要の措置を講じること。（R6.1.1施行） ○給与所得者又は公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載する等の所要の措置を講じること。（R5.1.1施行） ○住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和２０年度分の個人の市民税及び居住年が令和７年であるものまで延長すること。（R5.1.1施行）
	法人	
固定資産税		○評価替により価格の上昇した土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、令和４年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を当該商業地等の価格の２．５パーセントに抑制する特例を設けた。（R4.4.1施行） ○下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を５分の４とすること。 ○特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内の土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を４分の３とすること。
その他		

令和５年度
○肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和９年度まで延長した。（R5.4.1施行） ○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を令和８年度まで延長した。（R5.4.1施行） ○個人市民税の寄附金税額控除の適用対象に、市内に事務所又は事業所を有する公立大学法人等に対する寄附金等を追加すること。〔R5.1.1以降の寄附金等に適用し、R6年度以後適用〕 ○令和６年度から森林環境税を個人市民税の均等割と併せて賦課徴収すること等に伴う規定の整備をすること。（R6.1.1施行）〔R6年度以後適用〕 ○給与所得者の扶養親族等申告書について、記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができることとすること。（R7.1.1施行）〔R8年度以後適用〕
○修繕等を含む一定の大規模な工事が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置について市が定める固定資産税額の減額割合を３分の１とすること。〔R6年度以後適用〕
【軽自動車税】 ○令和５年度から令和７年度までの間に初回車両番号指定を受けた一定の３輪以上の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に種別割の税率を軽減することとしたこと。（R5.4.1施行）〔R6～8年度適用〕 ○特定小型原動機付自転車に係る種別割の税率を２，０００円とすること。（R5.7.1施行）〔R6年度以後適用〕 ○自動車メーカー等の不正行為に起因して環境性能割又は種別割に不足額が発生した場合において、当該自動車メーカー等が納付すべき環境性能割又は種別割の額に加算する金額の割合を当該不足額の１００分の３５とすること。（R6.1.1施行）〔環境性能割：R6.1.1以後取得分の軽自動車に適用。種別割：R6年度以後適用〕

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>令和６年度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">市民税</td><td>個人</td><td>○定額による特別税額控除の実施に関し、必要な事項を定めたこと。（R6.4.1施行）
○令和６年能登半島地震災害により生じた一定の住宅等の損失の金額を令和５年中に生じた損失の金額として雑損控除等の適用対象とすることができることとしたこと。（R6.4.1施行）</td></tr>
<tr><td>法人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">固定資産税</td><td>○特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）に係る固定資産税の課税標準の特例について、課税標準となるべき価格に乗じる市が定める特例割合を７分の６とすること。〔R7年度以後適用〕
○令和６年度の固定資産税の評価替えに伴い、地価下落を対象とした価格修正に係る特例措置を令和７年度及び令和８年度において継続すること。
○新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅の固定資産税の減額措置に関し、適用の手続を簡素化した。
○令和６年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の税額について、現行の負担均衡化促進のための調整措置を継続した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>○市税の減免関係
・市民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の減免に関し、申請の期限を変更すること。（R7.4.1施行）
・市民税、固定資産税及び特別土地保有税に関し、減免事由に該当することが明らかであり、かつ、減免の必要があると市長が認める場合は、職権による減免を可能とすること。

【特別土地保有税】
○令和６年度の固定資産税の評価替えに伴い、令和６年度から令和８年度までの各年度分の税額について、現行の負担均衡化促進のための調整措置を継続すること。</td></tr>
</table>